

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
施策分野	1. 啓発・相互理解の促進
具体的な施策	①広報・啓発活動の推進
主管課	(1)福祉課・社会福祉協議会

施策の内容(Plan)

(1) 広報誌やホームページ、ポスター等を通じて情報提供を行うことで、障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深める啓発活動を実施する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1) 広報6月号で特集を組み町内相談支援事業所の紹介を、また3月号でも特集を組み障害者差別解消法の改正により、民間の事業者についても「合理的配慮」が努力義務から法的義務となったことを周知し啓発に努めた。他に、広報誌「社協さむかわ」発行月を2か月に1回から3か月に1回と間隔を開けたが、代わりに紙面数を増やし、紙面全体もリニューアルを行ったことにより、読みやすい内容となった。またホームページのリニューアルを行うべく準備を進めている。公開は令和4年度を予定している。

(令和4年度)

(1) 障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発用リーフレットを作成し、12月の広報誌とともに全戸配布を行った。また、医師会にもリーフレットの配布を行った。さらに、「広報さむかわ」の5月号・9月号・1月号に障がい福祉に係る相談についての記事を連載した。
他に、広報誌「社協さむかわ」を年4回発行(4月、7月、1月、10月)。「広報誌を見ました」という電話での問い合わせ、講座申込みが増えた。ホームページは随時更新しており、令和4年6月の全面リニューアル後、「見やすくなつた」「情報を探しやすくなつた」との感想と、他地区の社会福祉協議会からもリニューアルの内容に対しての問い合わせが複数あった。また、内容と必要に応じ、SNS(ツイッター)や紙チラシを活用している。これら多種の発信方法で、障がいのある方に対しての事業の周知や障がい福祉について町民に関心をもってもらえるよう啓発活動を継続している。

(令和5年度)

(1) 障害者週間に合わせ、寒川総合図書館にて、障害のある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会などの寒川の事業所の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示開催、9月の国際手話言語デーにあわせ役場入口のデジタルサイネージをブルーにライトアップし啓発に努めた。を実施した。さらに、「広報さむかわ」の7・9・1月号に3回のシリーズで福祉のおしごとについての記事を連載した。

他に報紙「社協さむかわ」を年4回発行した。発行月は、4月、7月、10月、1月。毎号、必ず、障がいのある方やそのご家族等に伝えたい内容を掲載してきた。(掲載内容具体:障がい児者紙おむつ代助成、成年後見制度(相談、講座、制度紹介)、車いすの貸し出し、心配ごと相談、ふれあい・いきいきサロン～障がい児者サロン～、福祉有償運送、ボランティアセンター、町内小中学校での福祉を育む学び、生活福祉資金、各種講座、等々)。結果、町民全体に、町社協の事業を通じ障がいのある人や障がい福祉に対する理解を深めるきっかけになった。また、10月発行号は、5年ぶりの開催となった寒川町ふれあい福祉フェスティバルのチラシで広報紙の外側をくるむ形での紙面構成で発行したところ、「とても良かった」との声が多数あった。広報紙以外にも、ホームページ(スマホ対応もあり)、SNSの活用も増やしており、より多くの人へ情報が届くよう意識しながら取り組んでいる。

評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) リーフレットを作成し、全戸配布することで障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発が実施できたため。 また、「社協さむかわ」及びホームページのリニューアルや多種の発信方法を用いた効果的な啓発活動が継続できているため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) リーフレットを作成し、全戸配布することで障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発が実施できたため。また、広報誌にシリーズで相談業務や福祉のおしごとなどを連載し、効果的な啓発をおこなったため。 さらに、「社協さむかわ」及びホームページのリニューアルや多種の発信方法及び、ふれあい福祉フェスティバルを用いた効果的な啓発活動が継続できているため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) リーフレットを作成し、全戸配布するなど障害者差別解消法および障害者虐待法に関する虐待法に関する啓発活動を行うことができたと思う。地域の医療機関へ障がいの理解が進む事で受診の際の不安軽減やトラブルの回避につながる。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) HPや広報紙掲載が障がい福祉を知るきっかけとなっているが、なかなか読んでもらえない実状がある。社協さむかわでは、様々な内容を掲載し、障がいのある方や家族に対して情報提供を行うことができた。発達障害啓発週間に庁舎ロビーのデジタルサイネージで自閉症啓発の情報が発信された。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
施策分野	1. 啓発・相互理解の促進
具体的な施策	②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進
主管課	(1)(2)福祉課
施策の内容(Plan)	
(1) 障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内等で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図る。また、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を実施する。	
(2) 障がいのある人の生活のしづらさや障がい特性についての理解を深めるため、広報誌の活用やリーフレットの配布等を継続するとともに、町地域自立支援協議会と連携し、障がいに対する理解促進に向けた手法を検討し、実施する。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1) 茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会が主催するバリアフリー上映会を後援した他、11月から障害者週間にかかる12月にかけて、寒川総合図書館において、障害のある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示を実施した。	
(2) 広報6月号で特集を組み町内相談支援事業所の紹介を、また3月号でも特集を組み障害者差別解消法の改正により、民間の事業者についても「合理的配慮」が努力義務から法的義務となったことを周知し啓発に努めた。	
<hr/> (令和4年度) (1) 茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会が主催するバリアフリー上映会を後援した他、11月から障害者週間にかかる12月にかけて、寒川総合図書館において、障害のある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示を実施した。 また、R5.4月に役場本庁舎入口にて開催した「展示即売会」の企画・準備を寒川町事業所連絡会とともに行った。	
(2) 障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発用リーフレットを作成し、12月の広報誌とともに全戸配布を行った。また、医師会にもリーフレットの配布を行った。さらに、「広報さむかわ」の5月号・9月号・1月号に障がい福祉に係る相談についての記事を連載した。	

(令和5年度)

(1)茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会が主催する上映会を後援した他、11月から障害者週間にかかる12月にかけて、寒川総合図書館において、障害のある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会などの寒川の事業所の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示を実施した。

また、障害者週間に合わせ、町民センター1階ロビーで7月と12月に開催した展示即売会「にっこりマーケット」の企画・準備を寒川町事業所連絡会とともに行った。

また、寒川町福祉団体協議会では、12月の障害者週間にあわせ、活動紹介展示を行い、各団体の障がい当事者のアートや団体のPRのための周知物など、寒川町健康管理センター1階の壁に掲示した。さらに、映画上映会を行った。今後も継続予定。

(2)「広報さむかわ」の7・9・1月号に3回のシリーズで福祉のおしごとについて、障害者週間に合わせ11月号に総合図書館での「障がい者のくらし」企画展についての記事を連載した。

評価 （C h e c k）	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 障がい者団体等と連携した活動を実施することができた。また、障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発等を実施することができたため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 障がい者団体等と連携した活動を実施することができた。また、障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発等を実施することができたため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 障がい者団体等と連携した活動ができたことがよかったです。引き続き、障がいのある方や障がい福祉に対する町民の理解を深める必要があると思う。作品展示は障がい者が自己表現できる貴重な機会であるため、継続してほしい。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		
(令和3～5年度の3年間) 障がい者団体の活動に協力している。障がい者団体主催事業に行政や社協の後援がある事で、地域へ周知、活動の場を進めやすい。「にっこりマーケット」や図書館企画展示の開催が定着している。展示会の作品も良い物もある。今後、来場者を増やすための開催方法の検討が必要である。当協議会と連携し、理解促進のため新たな取り組みができると協議会としての役割を發揮できる。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
施策分野	1. 啓発・相互理解の促進
具体的な施策	③地域共生社会の実現に向けた取り組み
主管課	(1)(2)福祉課・町民安全課／(3)福祉課・社会福祉協議会
施策の内容(Plan)	
(1)地域で暮らす障がいのある人が、その人らしく豊かに生活できるよう、地域団体や町内事業所などに理解を求める。	
(2)地域から寄せられる様々な相談を、基幹相談支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会や包括支援センター等と連携し、継続的につながり続ける伴走型支援を目指す。	
(3)広報誌や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を実施する。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)広報3月号で特集を組み障害者差別解消法の改正により、民間の事業者についても「合理的配慮」が法的義務となったことの周知に努めた。 また、防災講演会において、Youtube上に講演内容を字幕付きで載せ、聴覚に障がいがある方に対しても、講演内容が理解できるようにした。	
(2)相談内容に応じて、各機関で連携を取りながら支援を実施した。	
(3)毎年、社会福祉協議会の実施するサポートさむかわを障がい福祉ガイドブックに掲載するとともに、「寒川町町民ボランティア団体等登録制度要綱」に基づき、ボランティア団体の登録とホームページやツイッター、デジタルサイネージ等で登録団体の紹介をしている。 また、視覚に障害のある方へ、麦笛の会(広報等の音声化データ送付)の紹介通知を送付した。	
(令和4年度) (1)障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発用リーフレットを作成し、12月の広報誌とともに全戸配布を行った。また、医師会にもリーフレットの配布を行った。さらに、「広報さむかわ」の5月号・9月号・1月号に障がい福祉に係る相談についての記事を連載した。さらに、防災講演会において、Youtube上に講演内容を字幕付きで載せ、聴覚に障がいがある方に対しても、講演内容が理解できるようにした。	
(2)相談内容に応じて、各機関で連携を取りながら支援を実施した。	
(3)毎年、社会福祉協議会の実施するサポートさむかわを障がい福祉ガイドブックに掲載するとともに、「寒川町町民ボランティア団体等登録制度要綱」に基づき、ボランティア団体の登録とホームページやツイッター、デジタルサイネージ等で登録団体の紹介をしている。	

(令和5年度)

(1)「広報さむかわ」の7・9・1月号に3回のシリーズで福祉のおしごと、11月号に企画展についての記事を連載した。さらに、防災講演会において、Youtube上に講演内容を字幕付きで載せ、聴覚に障がいがある方に対しても、講演内容が理解できるようにした。

(2)相談内容に応じて、各機関で連携を取りながら支援を実施した。

(3)毎年、社会福祉協議会の実施するサポートさむかわを障がい福祉ガイドブックに掲載するとともに、「寒川町町民ボランティア団体等登録制度要綱」に基づき、ボランティア団体の登録とホームページやX(ツイッター)、デジタルサイネージ等で登録団体の紹介をしている。また、5年ぶりに寒川町ふれあい福祉フェスティバルを開催した。

評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) ボランティアの新たな担い手の掘り起こしなどの課題はあるが、様々な相談に対し、関係機関と連携して対応を行うなど、個々の取り組みについては概ね順調に進めたため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) ボランティアの新たな担い手の掘り起こしなどの課題はあるが、様々な相談に対し、関係機関と連携して対応を行うなど、個々の取り組みについては概ね順調に進めたため。また、5年ぶりのふれあい福祉フェスティバルを通じて、様々な福祉に関する団体の活動を広く町民に知つてもらう機会を創出ができているため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 様々な相談に対し、関係機関と連携して対応を行うなど、個々の取り組みは概ね順調に進んでいる。相談内容に応じた各機関の連携の効果等が具体的にわかると評価しやすい。と思う。YouTube配信講演会で字幕をつけるなど障がい者への配慮が進んでいるが、手話通訳者設置も必要。若い世代がボランティアに関心を持つよう手立てが必要。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 基幹相談支援センターや相談支援事業所の報告から連携や支援に取り組んでいる事が分かった。Youtubeを活用した取り組み等、実施できている。ふれあい福祉フェスティバルの開催が、障がい福祉関係団体や障がい者を知るきっかけとなった。障がい者のニーズに合わないこともあるようです。障がいの方方が参加しやすい遊び、スポーツ等の紹介やサポート、ボランティアの手立てが必要である。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
施策分野	1. 啓発・相互理解の促進
具体的な施策	④権利擁護体制の推進
主管課	(1)福祉課／(2)(3)社会福祉協議会・福祉課・高齢介護課／(4)(5)(6)(7)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1) 障がいのある人が、どこで誰とどのように生活するかを選択できるよう、それぞれの障がい特性や環境等に配慮した多様な意思決定支援を継続的に行うことにより、障がいのある人の日常生活並びに社会活動の質の向上を図る。
- (2) 各種契約行為等をすることが困難な施設入所者や入院している人に対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申し立て費用を助成する成年後見制度利用支援事業を推進する。
- (3) 成年後見制度については、制度や手続きが煩雑でわかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員による成年後見相談を実施する。
- (4) 障害者虐待防止法では、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられていることから、福祉課に虐待防止センターを設置している。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図る。また、障がいのある人に限らず、すべての町民に対して、虐待とは何かなど、周知の推進を図るとともに、緊急時に一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めていく。
- (5) 平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」で規定されている基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組む。
- (6) 平成29年4月1日に施行した「寒川町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組む。
- (7) 障害者差別解消支援地域協議会として位置付けている町地域自立支援協議会において、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別の解消するための取り組みを推進する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1) 窓口等に相談に来られる障がい者等に対し、その人の立場に立ち、日ごろの生活全般における意思決定のサポートを行った。
- (2) 寒川町権利擁護ネットワーク連絡会を11月と3月の2回開催し、町内の関係機関の連携強化や権利擁護意識の向上と顔の見える関係づくりに努めた。
また、身寄りのない障がい者等の成年後見制度における申し立てを実施するとともに、必要に応じて後見人等の報酬等の助成を行った。
- (3) 月に1回、コスモス成年後見サポートセンター会員による成年後見相談を実施している。また、11月に、広く成年後見制度を周知することを目的として成年後見講座を開催した。
- (4) 24時間通報・届出を受け付ける体制を取り、通報にあっては速やかに状況確認等を行った。
- (5) 広報3月号において特集記事を掲載し、障害者差別解消法の改正により、民間の事業者についても「合理的配慮」が法的義務となったことの周知に努めた。
- (6) 4月と10月に、新採用職員に対して障害者差別解消法に関する研修を実施した。
- (7) 障がいを理由とする差別に関する相談は寄せられなかった。

(令和4年度)

- (1) 窓口等に相談に来られる障がい者等に対し、その人の立場に立ち、日ごろの生活全般における意思決定のサポートを行った。
- (2) 寒川町権利擁護ネットワーク連絡会を9月と2月の2回開催し、町内の関係機関の連携強化や権利擁護意識の向上と顔の見える関係づくりに努めた。
また、身寄りのない障がい者等の成年後見制度における申し立てを実施するとともに、必要に応じて後見人等の報酬等の助成を行った。
- (3) 月に1回、コスモス成年後見サポートセンター会員による成年後見相談を実施している。また、11月に、広く成年後見制度を周知することを目的として成年後見講座を開催した。
- (4) 24時間通報・届出を受け付ける体制を取り、通報にあっては速やかに状況確認等を行った。
- (5) 障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発用リーフレットを作成し、12月の広報誌とともに全戸配布を行い啓発に努めた。また、医師会にもリーフレットの配布を行った。
- (6) 4月と10月に、新採用職員に対して障害者差別解消法に関する研修を実施した。
- (7) 障がいを理由とする差別に関する相談は寄せられなかった。

(令和5年度)

(1)窓口等に相談に来られる障がい者等に対し、その人の立場に立ち、日ごろの生活全般における意思決定のサポートを行った。

(2)寒川町権利擁護ネットワーク連絡会を12月と1月の2回開催し、町内の関係機関の連携強化や権利擁護意識の向上と顔の見える関係づくりに努めた。

また、身寄りのない障がい者等の成年後見制度における申し立てを実施するとともに、必要に応じて後見人等の報酬等の助成を行った。

(3)月に1回、コスマス成年後見サポートセンター会員による成年後見相談を社協にて実施している。また、11月に、親なきあとを見据え広く成年後見制度を周知することを目的とした成年後見講座を開催した。

(4)24時間通報・届出を受け付ける体制を取り、通報にあつては速やかに状況確認等を行った。

(5)障害者差別解消法の改正に伴い、「寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の一部改正に取り組んだ。

(6)4月と10月に、新採用職員に対して障害者差別解消法に関する研修を実施した。

(7)障がいを理由とする差別に関する相談は寄せられなかった。

評価（C heck）	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 令和3年度の特集記事、令和4年度のリーフレットの全戸配布を通じ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発に積極的に取り組むことができたため。 また、事例共有のしくみの構築には至っていないが、リーフレットに職員対応要領について記載することで、職場でも要領の再確認が行えたため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 特集記事、リーフレットの全戸配布、広報を通じ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発に積極的に取り組むことができたため。 また、事例共有のしくみの構築には至っていないが、リーフレットに職員対応要領について記載することで、職場でも要領の再確認が行えたため。 障害者差別解消法の改正に伴い、「寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の一部改正を速やかに実施したため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 障害者差別解消法及び障害者虐待防止法に関する啓発は令和3年度より積極的に取り組んでいるように思います。本人が差別の認識ができなかったり、相談できなかったりする場合の関係機関への周知及び当事者への理解しやすい周知が必要。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 障害者週間に啓発用リーフレットの全戸配布や、差別解消法の職員対応要領の改正、研修が実施された。虐待防止の観点から、24時間通報体制の構築については評価します。成年後見制度申請について、本人に困り感がなく介入が難しいとの報告があった。本人たちに向けて、後見制度の必要性をわかりやすく周知する必要があると感じた。権利擁護については社協が相談を実施したり、講座を開催するなど実施できている。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	① 身近な相談窓口の充実
主管課	(1) (2) (3) (4) 福祉課／(5) 高齢介護課・地域包括支援センター・福祉課
施策の内容(Plan)	
(1) 相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努める。	
(2) 民生委員や委託相談支援事業者等の活動内容を周知することで、障がいのある人やその家族が相談しやすい環境づくりに努める。	
(3) 町では、障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所として、町内の福祉事業所に対して、「ほっとすペーす」の登録を推進している。地域生活を送る上での不安の軽減を図るとともに、本人の実情に即したネットワークの確保に努める。	
(4) 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努める。	
(5) 介護保険制度と障がい福祉サービス等をはじめとする障がい者施策との調整やケース会議等を通じて関係機関との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図る。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度)	
(1) 窓口での相談に対し、ニーズに応じて相談支援事業所を紹介した。また、毎年町内事業者に対し、相談支援専門員の研修の周知に努めている。	
(2) 令和4年2月の広報さむかわにおいて、民生委員の特集記事を掲載し、活動内容を周知した。	
(3) 町内の福祉事業者に対し、事業所が開所する際にはほっとすペーすの趣旨を説明、登録するよう促すなど、ネットワークづくりを進めた。	
(4) 平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。さらに、令和元年5月から、福祉課に配置している精神保健福祉士を1名から2名に増員し、令和4年1月からは勤務時間も開庁時間に合わせ延長するなど、相談体制の充実にも努めている。	
(5) 南部相談室と北部文化福祉会館へ出張相談(毎週木曜日)を設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。	
また、介護保険利用の関係機関と連携し、介護保険で対応ができないサービスや、個別のケースの障害福祉サービスの調整等を行っている。障害福祉サービスから介護保険サービス対応への引き継ぎ等について、相談支援事業所と地域包括支援センターとのやり取りについてつなぎ機能を強化している。地域ケア会議への参加等による、介護保険利用者とその家族における問題において、包括的な支援のために情報の共有に努めている。	

(令和4年度)

- (1)窓口での相談に対し、ニーズに応じて相談支援事業所を紹介した。また、毎年町内事業者に対し、相談支援専門員の研修の周知に努めている。
- (2)民生委員に対し、障がい福祉に関する研修会を実施した。
- (3)町内の福祉事業者に対し、事業所が開所する際にはほっとすペーすの趣旨を説明、登録するよう促すなど、ネットワークづくりを進めた。令和4年度に新たに1件登録あり。
- (4)令和4年度からは、茅ヶ崎市保健所の精神保健担当を交流職員として受け入れを行い、精神保健福祉における相談支援体制等の充実を図った。また、相談支援事業所等および福祉課職員に対して、精神疾患の知識、関わり方について勉強会を開催しスキルアップを図った。相談支援事業所に対しては、虐待防止に関する研修も実施した。
- (5)南部相談室は常設、北部文化福祉社会館へ出張相談(毎週木曜日)を設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。
また、介護保険利用の関係機関と連携し、介護保険で対応ができないサービスや、個別のケースの障害福祉サービスの調整等を行っている。障害福祉サービスから介護保険サービス対応への引き継ぎ等について、相談支援事業所と地域包括支援センターとのやり取りについてつなぎ機能を強化している。地域ケア会議への参加等による、介護保険利用者とその家族における問題において、包括的な支援のために情報の共有に努めている。

(令和5年度)

- (1)窓口での相談に対し、ニーズに応じて相談支援事業所を紹介した。また、毎年町内事業者に対し、相談支援専門員の研修の周知に努めている。また、定期的に相談支援事業所連絡会を開催し、相談支援体制の質の向上に努めるとともに、福祉専門職の採用に向け庁内関係課と連携し、職員募集を行った。
- (2)令和5年5月の広報さむかわにおいて、民生委員の特集記事を掲載し、活動内容を周知した。
- (3)町内の福祉事業者に対し、事業所が開所する際にはほっとすペーすの趣旨を説明、登録するよう促すなど、ネットワークづくりを進めた。12件登録。(新規0)
- (4)令和5年度も、茅ヶ崎市保健所の精神保健担当を交流職員として受け入れを行い、精神保健福祉における相談支援体制等の充実を図った。
- (5)南部相談室は常設、北部文化福祉社会館へ出張相談(毎週木曜日)を設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。
また、介護保険利用の関係機関と連携し、介護保険で対応ができないサービスや、個別のケースの障害福祉サービスの調整等を行っている。障害福祉サービスから介護保険サービス対応への引き継ぎ等について、相談支援事業所と地域包括支援センターとのやり取りについてつなぎ機能を強化している。地域ケア会議への参加等による、介護保険利用者とその家族における問題において、包括的な支援のために情報の共有に努めている。

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 町内事業者に相談支援専門員の研修の周知をしている他、相談体制の充実にも努めているため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 町内事業者に相談支援専門員に関するの研修の周知の継続や福祉専門職の採用に向け取り組むなど、相談体制の充実に努めているため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 相談体制の充実に努めているように思います。気軽に相談できる場所があることを知つてもらうと良いと思う。「ほつとすべーす」については、福祉に携わる自分が知らない。周知が必要。民生委員に対して障がい福祉の研修を実施することで地域での支援体制がより身近なところから構築されることが期待される。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 委託相談支援事業所の地区割については、確実に浸透してきているが一層の役割の明確化進める必要がある。相談支援事業所の周知は進んできているが、これまで福祉サービスを利用してこなかった障がい者へ情報が十分に届いていない。また、相談があった場合は、役場から事業所へ連絡し、相談者宅へ連絡・訪問するようにして欲しい。福祉専門職の採用で複雑化するケース対応を行えるように体制を整えることができた。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	②地域生活支援拠点等の機能の充実
主管課	(1) (2) (3) 福祉課

施策の内容(Plan)

(1) 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の連携を図る。また、介護者の急病など緊急時の受入体制の確保に努める。

(2) 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による指導及び助言を行うとともに、地域生活を支えるための体制整備にかかるコーディネートを行う。

(3) 将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、また、障がい福祉サービスの質を向上させるため、基幹相談支援センターを中心に、障がい福祉サービス等の提供を担う人材の育成と研修の実施に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1) 令和3年10月より「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」を開始した。令和3年度末の登録件数は1件。

(2) 定期的に地域の相談支援事業所等を訪問し指導助言を行った。

(3) 事例検討会等を通じて、人材の育成を図った。

(令和4年度)

(1) 令和3年10月より「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」を開始した。令和4年度末の登録数は6件。令和4年度においては、2団体に対し緊急時支援プランの説明を行った。また、緊急一時支援を1件実施した。

(2) 定期的に地域の相談支援事業所等を訪問し指導助言を行った。

(3) 事例検討会等を通じて、人材の育成を図った。令和4年度は、相談支援事業所の相談員等に対し、町精神保健福祉士による勉強会を5回実施した。また、町職員による虐待防止に関する研修も実施した。

(令和5年度)

(1) 令和3年10月より「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」を開始した。令和5年度末の登録数は6件。また、介護者の急病など、緊急時の受入体制としての地域生活支援拠点事業所を新たに2件確保した。

(2) 定期的に地域の相談支援事業所等を訪問し指導助言を行った。

(3) 事例検討会等を通じて、人材の育成を図った。相談支援事業所の相談員等に対し、町精神保健福祉士による勉強会を実施した。また、町職員による虐待防止に関する研修も実施した。

令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 施策の内容については、概ね取り組みを進めることができたため。	
令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 施策の内容については、概ね取り組みを進めることができたため。	
令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 施策内容については、概ね取り組みを進めることができていると思います。基幹相談支援センターが設置された事で、相談支援事業所のより充実したバックアップ体制を取っている。「緊急時支援プラン」の登録者が増えている。引き続き、当時者家族へのプランの周知と事業所への協力依頼を進めてもらいたい。地域のニーズを持つだけでなく、キャッチしていく体制整備に向けた取り組みが具体化するとより良い。	
令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 基幹相談支援センターの支援が進んでいる。緊急時支援プランの登録者が増え、周知が進んでいる。受け手の体制についても検討をする必要がある。緊急時対応の事業所も増えた。サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場の提供についても検討が必要	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	③専門的な相談体制の充実
主管課	(1)福祉課／(2)子育て支援課・保育幼稚園課・福祉課／(3)福祉課
施策の内容(Plan)	
(1)特別な配慮や支援を要するケース、また、障がいの種別により異なるニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を基幹相談支援センターにて実施する。 (2)専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎市保健所、総合療育相談センター、神奈川県総合リハビリテーションセンター、発達障害者地域支援マネージャー、神奈川県発達障害支援センター「かながわA」等の各機関と連携を図り、相談体制を充実する。 (3)専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努める。(再掲)	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)特別な配慮や支援を要するケースについては、相談支援事業所等関係機関と連携を取りながら支援にあたった。 (2)ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と支援、サービスへのつなぎ機能の充実を図った。また、ケースに応じて関係機関とは連携を図り、対応をしている。 (3)平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。さらに、令和元年5月から、福祉課に配置している精神保健福祉士を1名から2名に増員し、令和4年1月からは勤務時間も開庁時間に合わせ延長するなど、相談体制の充実にも努めている。	
(令和4年度) (1)特別な配慮や支援を要するケースについては、相談支援事業所等関係機関と連携を取りながら支援にあたっている。 (2)ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と支援、サービスへのつなぎ機能の充実を図った。また、ケースに応じて関係機関とは連携を図り、対応をしている。 (3)令和4年度は、相談支援事業所の相談員に対し、町精神保健福祉士による勉強会を5回実施した。また、町職員による虐待防止に関する研修も実施した。	

(令和5年度)

(1)特別な配慮や支援を要するケースについては、相談支援事業所等関係機関と多職種連携により支援にあたった。

(2)ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と支援、サービスへのつなぎ機能の充実を図った。また、ケースに応じて関係機関とは連携を図り、対応をしている。さらに、福祉専門職の採用に向け、関係課と連携を図り職員募集を行った。

(3)平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。さらに、令和元年5月から、福祉課に配置している精神保健福祉士を1名から2名に増員し、令和4年1月からは勤務時間も開庁時間に合わせ延長するなど、相談体制の充実にも努めた。相談支援事業所の相談員に対し、町精神保健福祉士による勉強会を実施した。また、町職員による虐待防止に関する研修も実施した。

評価 (Check)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 各関係機関との連携強化や精神保健福祉士の配置、相談支援事業所の相談員に対するスキルアップ研修を実施し、概ね順調に進めることができたため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 各関係機関との連携強化や精神保健福祉士の配置、相談支援事業所の相談員に対するスキルアップ研修を実施し、また、多様な相談に対応できるよう福祉専門職の採用に向け、職員募集を行うなど概ね順調に進めることができたため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 各関係機関との連携強化や精神保健福祉士の配置、相談支援事業所の相談員に対するスキルアップ研修など実施できている。ケース会議等を通じて関係機関との連携を図れているが、相談内容も多様化しているため、より一層の連携が求められる。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 勉強会や研修会を実施しているが職員の質の向上のために支援を実施していただきたい。相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携をはじめ、関係機関との連携が進んでいる。相談件数が増え、内容が複雑化しているので、支援の充実に向けて相談員の増員が必要。適切なサポートが出来るよう、更に専門性が高まることに期待する。委託相談内容への相談内容の細分化進んでおり、不登校や貧困など、必ずしも障がいに起因しない相談について、専門職との連携が不可欠である。福祉専門職の採用で複雑化するケース対応を行えるように体制を整えることができた。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	④地域自立支援協議会の強化
主管課	(1)(2)福祉課
施策の内容(Plan)	
(1)町地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関とネットワークの構築を図るとともに地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していく。	
(2)町地域自立支援協議会に属するワーキンググループ等において、地域の相談支援体制の在り方や関係機関による連絡体制の構築及び困難事例への対応などについて検討する。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)町地域自立支援協議会に寒川町差別解消支援地域協議会の機能を付加するなど、その時々の課題を協議する場としての役割を担っている。また、協議会委員を適宜見直し、必要な関係機関の協力を得ながら協議を進めている。 (2)相談支援事業所や茅ヶ崎市保健所等の関係機関とケース検討を毎年行っている。	
(令和4年度) (1)町地域自立支援協議会に寒川町差別解消支援地域協議会の機能を付加するなど、その時々の課題を協議する場としての役割を担っている。また、必要な関係機関の協力を得ながら協議を進めている。 (2)相談支援事業所や茅ヶ崎市保健所等の関係機関とケース検討を行った。令和4年度は、児童期支援ネットワークグループを立ち上げ、会議を2回行った。	
(令和5年度) (1)町地域自立支援協議会に寒川町差別解消支援地域協議会の機能を付加するなど、その時々の課題を協議する場としての役割を担っている。また、必要な関係機関の協力を得ながら協議を進めている。 (2)相談支援事業所や茅ヶ崎市保健所等の関係機関とケース検討を行った。令和4年度から、児童期支援ネットワークグループを立ち上げ、会議2回を行った。さらに、ワーキングにおいて「児童期支援シート」(様式)の作成を行った。	

令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 町地域自立支援協議会が、必要な関係機関の協力を得ながらその時々の課題を協議する場としての役割を担うことができたため。 また、毎年相談支援事業所や茅ヶ崎市保健所等の関係機関とケース検討のほか、児童期支援ネットワークグループを立ち上げ、会議を行うことなどができるため。	
令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 町地域自立支援協議会が、必要な関係機関の協力を得ながらその時々の課題を協議する場としての役割を担うことができたため。 また、毎年相談支援事業所や茅ヶ崎市保健所等の関係機関とケース検討のほか、児童期支援ネットワークグループを立ち上げ、会議を行うとともに、支援シート(様式)を作成することができたため、一定の成果を得ることができたため。	
令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 相談支援事業所や基幹相談支援センターの報告の情報共有、ワーキンググループでの意見交換は評価できる。感染予防対策のため、対面での質疑応答時間が短縮されたことは残念だった。	
令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 町の相談支援体制の構築として児童期支援のワーキンググループは非常に効果的で「支援シート」が作成された。今後、発展的なワーキングの構築に向けて期待をしています。また、協議会として、個別の課題の抽出機能を強化する必要性を感じています。基幹相談支援センター、相談支援事業所の丁寧な報告があり、情報が共有されている。障がい者計画策定に関する協議が多く、他の課題をじっくり検討できない事が残念。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	⑤障がい福祉サービスの充実
主管課	(1) (2) (3) (4) (5) (6) 福祉課
施策の内容(Plan)	
<p>(1) 障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した暮らしが送れるよう、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実を図る。</p> <p>(2) 医療的ケアなど特別な配慮が必要で、サービスを利用する事が難しい場合や緊急にサービスを利用する事が必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる障がい福祉サービス拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置する。</p> <p>(3) 難病患者について、障がい福祉サービス等の対象となっているところですが、一層の制度の周知とともに、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努める。</p> <p>(4) 相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切に利用できるよう利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できる体制に努める。</p> <p>(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、適切な支援ができるよう、神奈川県が実施する研修について、各事業所に情報提供するなどの働きかけを行う。</p> <p>(6) アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、当事者団体を活用した回復支援や普及啓発が重要であることから、当事者団体の情報について提供するとともに、茅ヶ崎市保健所で実施する「アルコール教室」を紹介するなど、地域における様々な関係機関と連携し、依存症である人及びその家族を支援する。</p>	

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)令和2年度は10月に基幹相談支援センターを開設した。また、地域生活支援拠点等整備事業として緊急ステイ事業を開始した。

(2)障がい福祉サービス等地域拠点事業所配置事業を平成24年度から実施。

令和3年度

利用実績は延べ15名、95日間(登録者数:1名)

(3)年1回発行している寒川町障がい福祉ガイドブック内において、対象となる難病一覧及びサービスの種類等を掲載し周知を図り、サービスの確保に努めている。

(4)平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住いの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。

(5)令和3年度においては、コロナウイルス感染症の関係で多くの研修が未実施となったが、今後も必要に応じ研修等の情報提供を継続していく。

(6)相談内容に応じ、当事者団体及びアルコール教室等の情報提供などを行った。

(令和4年度)

(1)地域生活支援拠点等整備事業として緊急ステイ事業を実施した。また、令和4年度新たに、緊急一時支援事業所1箇所登録を行った。

(2)障がい福祉サービス等地域拠点事業所配置事業を平成24年度から実施。

令和4年度、利用実績は延べ28名、107日間(登録者数:2名)

(3)年1回発行している寒川町障がい福祉ガイドブック内において、対象となる難病一覧及びサービスの種類等を掲載し周知を図り、サービスの確保に努めている。

(4)平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住いの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。

(5)令和3～4年度においては、コロナウイルス感染症の関係で多くの研修が未実施となったが、今後も必要に応じ研修等の情報提供を継続していく。

(6)相談内容に応じ、当事者団体及び酒害相談員によるアルコール個別相談等の情報提供などを茅ヶ崎保健所と連携し、行った。

(令和5年度)

(1) 地域生活支援拠点等整備事業として緊急ステイ事業を実施した。緊急一時支援事業所は4箇所となった。

(2) 障がい福祉サービス等地域拠点事業所配置事業を平成24年度から実施。

令和5年度、利用実績は延べ31名、115日間(登録者数:2名)

(3) 年1回発行している寒川町障がい福祉ガイドブック内において、対象となる難病一覧及びサービスの種類等を掲載し周知を図り、サービスの確保に努めている。

(4) 平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住いの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。

(5) 令和3~4年度においては、コロナウイルス感染症の関係で多くの研修が未実施となったが、5年度は、オンライン研修を含めて、コロナ禍前に戻りつつあったため今後も必要に応じ研修等の情報提供を継続していく。

(6) 相談内容に応じ、当事者団体及び酒害相談員によるアルコール個別相談等の情報提供などを茅ヶ崎保健所と連携し、行った。

評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 基幹相談支援センター事業の他、緊急ステイ事業の実施など概ね順調に進めることができたため。	
	令和3~5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3~5年度の3年間) 基幹相談支援センター事業の他、緊急ステイ事業の実施など概ね順調に進めることができたため。	
評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 緊急ステイ事業の登録者が増えたので、周知が進んでいると思う。受け入れ事業所を増やす事が必要。計画相談と委託相談を兼務している相談支援専門員の業務過多が課題。利用者に寄り添ったきめ細かな利用計画作成のために課題の検討が必要。障がい福祉サービスの利用は順調。基幹相談支援センター事業と緊急ステイ事業の実施は評価できると思う。サービスの利用がしづらかったり、不足していたりと必ずしも資源が充実しているとは言えないと思う。	
	令和3~5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3~5年度の3年間) 基幹相談支援センターの設置、緊急時一時支援事業所を増やす等、事業としては概ね実施できている。医療的ケア児や強度行動障がい者の地域移行を国が進めている中で、地域において対応できる事業所の充実が求められている。福祉人材の不足で希望通りにサービスを利用できない、障がい特性を考慮した適切な支援を受けられない等のケースがある。町内に資源が不足している。また、計画相談を充実させるために、委託相談と計画相談で支援員を分ける必要があると思う。緊急一時支援事業所の増について非常に評価できる。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	⑥地域生活支援事業の充実
主管課	(1)(2)福祉課

施策の内容(Plan)

(1)相談支援事業所については、今後想定される障がい者手帳所持者の増加に合わせて、適切な相談支援体制の整備に努める。

(2)その他の地域生活支援事業(相談支援事業以外)については、利用者のニーズを踏まえながら、各事業におけるサービス量の確保に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)相談支援事業所を中心に、ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図っている。また、福祉課職員が相談従事者初任者研修へ参加するなど、資質の向上にも努めている。

(2)実施計画にあたる「第5期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めるとともに、サービスの支給決定等にあっては、利用者の現状を踏まえ、必要なサービス量の決定に努めた。

なお、町が指定する地域生活支援登録事業者数は、次のとおりである。

令和3年度 58件(うち、新規3件)

(令和4年度)

(1)相談支援事業所を中心に、ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図っている。また、福祉課職員が相談従事者初任者研修へ参加するなど、資質の向上にも努めている。令和4年度は、相談支援事業所の相談員等に対し、町精神保健福祉士による勉強会を5回実施した。また、町職員による虐待防止に関する研修も実施した。

(2)実施計画にあたる「第5期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めるとともに、サービスの支給決定等にあっては、利用者の現状を踏まえ、必要なサービス量の決定に努めた。

なお、町が指定する地域生活支援登録事業者数は、次のとおりである。

令和4年度 60件(うち、新規4件)

(令和5年度)

(1)相談支援事業所を中心に、ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図っている。また、福祉課職員が相談従事者初任者研修へ参加するなど、資質の向上にも努めている。令和4年度は、相談支援事業所の相談員等に対し、町精神保健福祉士による勉強会を実施した。また、町職員による虐待防止に関する研修も実施した。

(2)実施計画にあたる「第5期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めるとともに、サービスの支給決定等にあっては、利用者の現状を踏まえ、必要なサービス量の決定に努めた。

なお、町が指定する地域生活支援登録事業者数は、次のとおりである。

令和5年度 66件(うち、新規6件)

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 地域生活支援事業の充実について、相談支援事業所を中心に的確な相談と援助を図っており、また利用者の現状を踏まえたサービスの支給決定に努めているため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 地域生活支援事業の充実について、相談支援事業所を中心に的確な相談と援助を図っており、また利用者の現状を踏まえたサービスの支給決定に努めているため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 委託相談員と町福祉課ケースワーカーとの連携は進んでおり、チームとして支援を展開出来ていると感じる。今後も個別のケース連携と相談支援体制強化の両軸で、事業の充実を図る必要がある。地域生活支援事業のサービス利用については、利用者のニーズに沿っていると思うが、サービスが不足していると思う。町内の事業所の充実の在り方について、町の規模だからこそ柔軟な資源の活用等が求められる。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 地域生活支援事業のサービス事業所増加については評価できる。需給のバランスについてはまだまだ取れていらないように感じます。相談支援の支援・連携等は進んでいるが、移動支援、日中一時支援の事業所及び人員が不足している。移動支援は、県の基準に縛られず、地域生活支援事業だからこそできる町独自の基準で利用しやすいサービスにして欲しい。家族支援も必要な中において、相談業務は増える一方であるため、相談員が孤立することのないような相談体制の確率が必要である。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	⑦スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実
主管課	(1)福祉課／(2)(3)福祉課・教育政策課(寒川総合図書館)
施策の内容(Plan)	
(1)スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進する。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図る。	
(2)町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者が参加できるよう、環境整備に努める。また、障がいのある人がスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し支援する。	
(3)寒川総合図書館と連携し、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に努める。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度)	
(1)全国または県の障害者スポーツ大会及びスポーツ観戦等の参加者を募るとともに、希望する参加者の送迎を行った。手話通訳者、要約筆記者については、個人の派遣依頼の他、町主催の講演会等事業にも派遣、情報保障を図った。	
(2)卓球教室を継続的に開催している。シンコースポーツ寒川アリーナ多目的室で、茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会と協力し、世界自閉症啓発デーに合わせ、バリアフリー映画会を実施した。 また、11月21日にバリアフリー映画会を実施し、障がい者のある方、付き添いの方を対象に10人の参加があった。	
(3)大活字本や音声読み上げ器の貸出を行った。	
(令和4年度)	
(1)全国または県の障害者スポーツ大会及びスポーツ観戦等の参加者を募るとともに、希望する参加者の送迎を行った。手話通訳者、要約筆記者については、個人の派遣依頼の他、町主催の講演会等事業にも派遣、情報保障を図った。	
(2)茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会が主催するバリアフリー上映会を後援した他、11月から障害者週間にかかる12月にかけて、寒川総合図書館において、障害のある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示を実施した。 また、R5.4月に役場本庁舎入口にて開催した「展示即売会」の企画・準備を寒川町事業所連絡会とともに行った。	
(3)大活字本や音声読み上げ器の貸出を行った。	

(令和5年度)

(1)全国または県の障害者スポーツ大会及びスポーツ観戦等の参加者を募るとともに、希望する参加者の送迎を行った。手話通訳者、要約筆記者については、個人の派遣依頼の他、町主催の講演会等事業にも派遣、情報保障を図った。

(2)茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会が主催する上映会を後援した他、11月から障害者週間にかかる12月にかけて、寒川総合図書館において、障害のある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会などの寒川の事業所の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示を実施した。

また、役場本庁舎入口と、障害者週間に合わせた、町民センターで開催した「展示即売会」の企画・準備を寒川町事業所連絡会とともに行った。

(3)音声読み上げ器やリーディングトラッカー(読書補助具)の貸出を行った。令和5年度に総合図書館1階に読書バリアフリーコーナーとして、大活字本、点字本、LL本、布絵本、さわる絵本などを集め、誰でも読書を楽しめるコーナーを新設した。

評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 障がい者の参加支援に関する取り組みは概ね順調に進められた。障害者週間にかけての、事業所の紹介、差別解消地域協議会の企画展示は、県の「ともに生きる社会かながわ憲章」のパネル等の展示を併せて行い、障がい者が参加できる文化活動やイベント実施に努めた。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 障がい者の参加支援に関する取り組みは概ね順調に進められた。障害者週間にかけての、事業所の紹介、差別解消地域協議会の企画展示は、県の「ともに生きる社会かながわ憲章」のパネル等の展示を併せて行い、障がい者が参加できる文化活動やイベント実施に努めた。	
(令和3～5年度の3年間)	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 感染対策の中での実施。今後も様々な種別の方が参加できる工夫が必要。より一層充実していくようさらに周知していくと良い。	
(令和3～5年度の3年間)	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 障がい者が参加できる機会がコロナが5類になり、かなり増えてきている。その中で、スポーツ大会への参加支援を行うなど概ね事業は実施できている。スポーツ大会への参加は固定しないように、新たな参加者が出てくるように、発展的なイベント、周知を引き続き行うことで社会参加へつながっていく。単独で参加できない障がい者の参加を支援するボランティアなどの人材確保・育成が必要。また、障がい者が参加しやすい企画の検討が必要。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	①多様な住まいの確保
主管課	(1)(2)福祉課
施策の内容(Plan)	
(1) 障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行う。	
(2) 障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進する。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1) 新規グループホームの相談があった段階から、新規設置に対する備品購入費の一部助成について説明を行い、申請のための調整・指導を行った。(相談3件) (2) 住宅設備改修助成事業については介護保険にて助成が出る場合もあるため、連携を密にしながら事業を継続して行った。(2件)	
(令和4年度) (1) 新規グループホームの相談があった段階から、新規設置に対する備品購入費の一部助成について説明を行い、申請のための調整・指導を行った。(相談2件) (2) 住宅設備改修助成事業については介護保険にて助成が出る場合もあるため、連携を密にしながら事業を継続して行った。(2件)	
(令和5年度) (1) 新規グループホームの相談があった段階から、新規設置に対する備品購入費の一部助成について説明を行い、申請のための調整・指導を行った。(8件) (2) 住宅設備改修助成事業については介護保険にて助成が出る場合もあるため、連携を密にしながら事業を継続して行った。(1件)	

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3・4年度の2年間) 近隣市への入居等を含めるとグループホームに関するニーズにある程度対応できているが、町内に日中支援型のグループホームはなく、入居ニーズに対応しきれていない部分があるため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	やや遅れている
	(令和3～5年度の3年間) 近隣市への入居等を含めるとグループホームに関するニーズにある程度対応できているが、町内に日中支援型のグループホームはなく、入居ニーズに対応しきれていない部分があるため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	やや遅れている
(参考:令和3・4年度の2年間) グループホームの数は増えているが、アパート型や日中支援型のホームがない。また、強度行動障がい者、医療的ケアのある方等、専門的な支援に対応できるグループホームが少ないため、本人が住まいを選択できる状況にない。町内ののみのグループホームでは、利用者のニーズに応えられていない。 グループホームの備品購入費の一部の助成と住宅設備改修助成事業のみ記載されており、その他居住サポート事業等の取り組みが進捗状況の中から読み取れない。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		
(令和3～5年度の3年間) 町内にグループホームなど障がい者の必要なニーズに対応できる住まいが少なく、選べない。強度行動障がい者をサポートしてくれるグループホームが少なく、空きがない。他市の施設に入居せざるを得ない現状がある。ぎりぎりの状態で介護をしている家族が倒れてしまう前に対策が必要。助成費はある程度進んでいる。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	②移動・公共機関等のバリアフリー化の推進
主管課	(1)各課／(2)町民安全課・福祉課
施策の内容(Plan)	
(1)公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすいみんなのトイレの整備を推進するなど、バリアフリー化に努める。 (2)音響信号の設置については、茅ヶ崎警察署等関係機関と連携し、視覚障がいのある人の地域生活の安全を図るよう努めていく。また、障がいのある人の地域生活の安全を図るため、町内の危険箇所の点検を継続的に実施していく。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)新設された施設はなかったが、今後も新たな施設の設置にあたってはバリアフリー化に努める。 (2)毎年行っている危険箇所点検では、障がいのある人を含めた町民全体の地域生活の安全の視点により点検を実施した。	
(令和4年度) (1)新設された施設はなかったが、今後も新たな施設の設置にあたってはバリアフリー化に努める。 また、令和4年度においては、寒川総合図書館から寒川駅までの歩道区域に点字ブロックを4箇所設置した。 (2)令和3年度、令和4年度共に毎年行っている危険箇所点検では、障がいのある人を含めた町民全体の地域生活の安全の視点により点検を実施した。	
(令和5年度) (1)新設された学校給食センターにバリアフリー化として、入口スロープ、エレベーター、みんなのトイレ、点字案内板、車椅子用実習台、見学通路への入口段差なし等設置した。今後も新たな施設の設置にあたってはバリアフリー化に努める。 (2)毎年行っている危険箇所点検では、障がいのある人を含めた町民全体の地域生活の安全の視点により点検を実施した。	

評価 (Check)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 障がい者団体等の要望に応じた対応は行えているため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 障がい者団体等の要望に応じた対応は行えているため。新設された学校給食センターはバリアフリー対応とした。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
参考:(令和3・4年度の2年間) 公共施設のバリアフリー化は進んでいきたと思う。障がい者団体の要望に対応していると思う。社協では「福祉優勝運送事業」で病院や福祉施設への送迎をしている(有料)。小中学校での福祉を育む学びの中で様々な障がいのある方を見かけたときに、どんな声掛けやサポートできるか学んでもらっている。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		概ね順調
(令和3～5年度の3年間) みんなのトイレ、スロープ設置など公共施設のバリアフリー化が進められている。合わせて、安全に歩けるように、歩道の幅を広げるなどの整備も進めて欲しい。公共交通機関の利用については、福祉タクシー・有償運送等に委ねられるケースが多く、特には、町内在住の方が駅への移動手段について、課題がある。ボランティア声かけやサポートの仕方をもっと知りたい。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	③災害時の障がい者支援体制の整備
主管課	(1)町民安全課／(2)福祉課

施策の内容(Plan)

(1) 災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進する。発災時には、各避難所に福祉スペースを設けるほか、障がい者施設等と避難施設としての使用に関する協定を4施設と結んでおり、更なる締結に向けて、関係機関との協議に努めていく。

(2) 「寒川町避難行動要支援者きずなプラン(避難支援全体計画)」に基づき作成した災害時に支援が必要な要支援者の名簿について、定期的な更新を行い、支援関係者との情報共有を図るとともに、災害発生時には「避難行動要支援者支援マニュアル」等を活用し、障がいのある人等に対して、地域住民が迅速に情報提供や適切な避難・救助を含めた支援を行うことができる体制の確立を目指す。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1) 寒川町地域防災計画改定に伴い、52箇所の要配慮者利用施設を指定し、当該施設に対して避難確保計画の作成及び訓練実施報告書提出を促した。

(2) 要支援者の名簿について、毎年新規対象者へ勧奨通知を発送し新規登録を行っている。93名を新規登録し、あわせて関係機関との情報共有を図った。

(令和4年度)

(1) 茅ヶ崎支援学校(旧茅ヶ崎養護学校)の防災訓練に参加し、発災時の受け入れ等に関する問い合わせを行った。

(2) 要支援者の名簿について、毎年新規対象者へ勧奨通知を発送し新規登録を行っている。127名を新規登録し、あわせて関係機関との情報共有を図った。令和4年12月よりmcA無線を取り入れ、空と海・湘南鬼瓦・茅ヶ崎支援学校(旧茅ヶ崎養護学校)と災害時を想定した伝達訓練を毎月実施した。

(令和5年度)

(1) 令和4年度に引き続き、茅ヶ崎支援学校の防災訓練に参加し、発災時の受け入れ等に関する確認を行った。

(2) 要支援者の名簿について、毎年新規対象者へ勧奨通知を発送し新規登録を行っている。95名を新規登録し、あわせて関係機関との情報共有を図った。令和4年より引き続きmcA無線を取り入れ、空と海・湘南鬼瓦・茅ヶ崎支援学校と災害時を想定した伝達訓練を毎月実施した。

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3・4年度の2年間) 避難確保計画によるmcA無線の伝達訓練を導入したが、要支援者の名簿については未登録者に対する対応が課題としてあるため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	やや遅れている
	(令和3～5年度の3年間) 避難確保計画によるmcA無線の伝達訓練を導入したが、要支援者の名簿については未登録者に対する対応が課題としてあるため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	やや遅れている
(参考:令和3・4年度の2年間) サービス等利用計画と災害時の要支援者名簿の方への支援を連動させていく必要がある。災害時の支援体制整備として、福祉課及び委託相談事業所と町民安全課との協議体の設置が必要と感じる。 要支援者名簿や支援プランを知らなかつたり、プランが更新されていなかつたりで、防災計画が活かされていない。要支援者を正確に把握するためにも計画の周知が必要。福祉避難所の提携先が他市なので受け入れに不安があるため、町内に福祉避難所が必要。名簿や避難計画の整備も必要かもしれないが、普段から近隣住民との交流を持つことが活かされると思う。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		
(令和3～5年度の3年間) 町内に障がい者を受け入れる福祉避難所がない。非常時に障がい理解をお願いするのは難しいので、地区の避難所へ行く事をためらってしまう。台風など被害が予想される場合に前日から泊まれたり、発災時には直接避難したりできるような福祉避難所が町内に必要。災害の起った地域から学び柔軟に考えて行くことも必要。災害時に応じた緊急時支援プランは、各関係機関との共有に課題を感じる。平時から災害時を想定した連携が必要である。要支援者との接点が少ない。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	④災害への備えの強化
主管課	(1)福祉課／(2)町民安全課・福祉課／(3)町民安全課
施策の内容(Plan)	
(1)災害時に迅速に避難できるよう、広域避難所を掲載した福祉マップの内容の充実に努める。 (2)総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援する。 (3)いざというときにあわてることがないよう、避難に備えた行動をあらかじめ決めてマイ・タイムラインの作成について啓発を進める。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)福祉マップについて、広域避難所を記すとともに、各事業所等の登録内容を確認し、随時更新している。マップは、窓口配布の他、寒川町障がい福祉ガイドブックや町ホームページに掲載している。 (2)新型コロナの影響で総合防災訓練は中止となつたため、今後訓練を実施する際には積極的に参加していただけるよう配慮する。 (3)旭が丘中学校避難所開設訓練において、自主防災組織等にマイ・タイムライン作成方法の説明を行った。	
(令和4年度) (1)福祉マップについて、広域避難所を記すとともに、各事業所等の登録内容を確認し、随時更新している。マップは、窓口配布の他、寒川町障がい福祉ガイドブックや町ホームページに掲載している。 (2)新型コロナの影響で総合防災訓練は中止となつたため、今後訓練を実施する際には積極的に参加していただけるよう配慮する。 (3)旭小学校避難所開設訓練において、自主防災組織等にマイ・タイムライン作成方法の説明を行ったほか、各種講座においてもマイ・タイムラインの説明を実施した。	
(令和5年度) (1)福祉マップについて、広域避難所を記すとともに、各事業所等の登録内容を確認し、随時更新している。マップは、窓口配布の他、寒川町障がい福祉ガイドブックや町ホームページに掲載している。 (2)新型コロナの影響で総合防災訓練は実施できなかつたため、今後訓練を実施する際には積極的に参加していただけるよう配慮する。 (3)避難所開設訓練において、自主防災組織等にマイ・タイムライン作成方法の説明を行つたほか、各種講座においてもマイ・タイムラインの説明を実施した。	

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 令和3年度に引き続き、総合防災訓練は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となつたが、それ以外の本施策の取り組み内容は概ね順調に進んだため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 総合防災訓練は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかつたが、それ以外の本施策の取り組み内容は概ね順調に進んだため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 福祉マップの随時更新などは継続的に行ってもらいたい。総合防災訓練に何度か参加したが、特に自治会の人たちとの接触がなく残念に思つた。防災訓練、マイタイムラインについて周知はあつた。ハード面や周知方法の整備は順調に進められている印象。発災時のより具体的なシミュレーションの実施が備えの有効な活用につながると思う。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 総合防災訓練は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかつたが、それ以外の本施策の取り組み内容は概ね順調に進んだため。防災訓練への参加をためらつておられる障がい者が参加しやすくなるように検討が必要。町の防災訓練に障がい者団体で参加したが、「いるだけ」となつてしまつた。防災訓練をしたと実感できるよう内容を検討して欲しい。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	⑤緊急時・災害時の情報提供の充実
主管課	(1)町民安全課・福祉課／(2)町民安全課／(3)福祉課
施策の内容(Plan)	
(1)聴覚障がいのある人を対象に、スマートフォン等を利用して素早く119番通報ができるNET119や警察官と文字による対話で110番通報ができるファックス110番・メール110番の周知を図る。 (2)防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールで配信する。 (3)障がいのある方が安心して暮らすため、緊急時に救急隊員が迅速に救命活動を行えるよう救急医療情報キットの配布を行う。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)神奈川県警が独自開発して運用していた「メール110番システム」は、警察庁が新たに開発し全国一斉導入した「110番アプリシステム」に変わりました(メール110番システムは令和2年3月末をもって運用停止。「FAX110番」と併せて「寒川町障がい福祉ガイドブック2020」掲載にて周知)。 「NET119」については茅ヶ崎市の広報紙やホームページなどで、また、寒川町においてもホームページで、広報活動を実施し周知を行った。 令和3年度新規登録者1名。平成27年度から34名が登録。 (2)防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールやLINEで配信した。 (3)緊急キットを必要とする方からの申請後、民生委員が直接訪問し、状況の確認のうえ、キットを配付している。 (配布数 21件)	
(令和4年度) (1)「110番アプリシステム」「FAX110番」を「寒川町障がい福祉ガイドブック2020」掲載にて周知)。 「NET119」については茅ヶ崎市の広報紙やホームページなどで、また、寒川町においてもホームページで、広報活動を実施し周知を行った。 平成27年度から34名が登録。 (2)防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールやLINEで配信した。 (3)緊急キットを必要とする方からの申請後、民生委員が直接訪問し、状況の確認のうえ、キットを配付している。 (配布数 15件)	

(令和5年度)

(1)「110番アプリシステム」「FAX110番」を「寒川町障がい福祉ガイドブック」掲載にて周知)。

「NET119」については茅ヶ崎市の広報紙やホームページなどで、また、寒川町においてもホームページで、広報活動を実施し周知を行った。

(2)防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールやLINEで配信した。

(3)緊急キットを必要とする方からの申請後、民生委員が直接訪問し、状況の確認のうえ、キットを配付している。
(配布数 14件)

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 「110番アプリシステム」、町のお知らせメール配信、緊急キットの配付、いずれの取り組みについても概ね順調に進んでいるため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 「110番アプリシステム」、町のお知らせメール配信、緊急キットの配付、いずれの取り組みについても概ね順調に進んでいるため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 幅広い年代でLINE等の情報提供が充実してきているように思う。広報での周知があった。LINEやメールでの配信が行われた。時代背景にあった対応をしている。緊急キットの配付が進んでいると思う。進捗状況の報告より、継続して周知が進められている。情報提供方法は既存のやり方を継続しつつ、社会情勢や当事者の意見を反映させて定期的な見直しが必要。自力で登録・申請が難しい当事者家族への働きかけも必要。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 情報発信に、防災無線、メール、LINEが活用されている。緊急キットの配布がある。いずれの取り組みについても概ね順調に進んでいる。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	⑥見守り体制の充実
主管課	(1)(2)福祉課／(3)福祉課・高齢介護課
施策の内容(Plan)	
<p>(1) 障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域の団体(民生委員・児童委員、自治会、県をはじめとする関係機関等)の協力を得ながら、地域の見守り体制の充実を図る。</p> <p>(2) 一人暮らしで自力移動が困難な重度障がいのある人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を引き続き、推進する。</p> <p>(3) 障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOSネットワーク事業をホームページや広報誌、障がい福祉ガイドブックへの掲載やパンフレットの配布を行い、事業の周知を図る。</p>	
進捗状況(Do)	
<p>(令和3年度、令和4年度共に)</p> <p>(1) 民生委員が障がいのある方の家に定期的に訪問を継続的にするなど見守り活動を行った。平成24年度に町内の信用金庫と地域の見守りに関する協定を締結し、見守り体制づくりを行っている。</p> <p>(2) 寒川町ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業を継続実施した。 ※令和元年6月以降の利用なし。</p> <p>(3) SOSネットワーク事業をホームページや高齢者ガイドへの掲載を行い、事業の周知を図った。 登録者数 18人(令和4年度末 65歳未満で障がいのある方。なお、登録者数は令和3年度から変更なし)</p>	
<hr/> <p>(令和5年度)</p> <p>(1) 民生委員が障がいのある方の家に定期的に訪問を継続的にするなど見守り活動を行った。平成24年度に町内の信用金庫と地域の見守りに関する協定を締結し、見守り体制づくりを行っている。</p> <p>(2) 寒川町ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業を継続実施した。 ※令和5年8月から1件</p> <p>(3) SOSネットワーク事業をホームページや高齢者ガイド等への掲載を行い、事業の周知を図った。 登録者数 18人(令和4年度末 65歳未満で障がいのある方。なお、登録者数は令和3年度から変更なし)</p>	

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システムの利用者はないものの、民生委員による定期訪問等については、概ね順調に進めているため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システムの利用者が令和5年8月より1名あり、民生委員による定期訪問等については、概ね順調に進めているため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 寒川町ならではの民生委員・児童委員が見守れている。定期的な訪問は地域によってないところがある。課題として、民生委員ともつながりのないキャッチされづらい要支援者への支援体制づくりが必要。社協は身近な地域でお互いさまの支えあい、顔の見える関係づくりを、地域住民と一緒に進めている。自治会単位の防災訓練に障がいのある本人と家族が参加し、知ってもらうことも見守りの切っ掛けとなる。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 見守り体制は民生委員さんの尽力によるところが大きい。民生委員の過重な負担が心配されるので、新たな見守り体制の検討も必要。独居の方の支援については、サービス不要の意向を示される方も多く、また支援者間での見立てが共有しにくいことも多い。居住地近隣の資源を活用しながらの体制の構築が課題となる。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	4. 教育・育成
具体的な施策	①障がいのある子どもの保育・療育・教育体制の充実
主管課	(1)子育て支援課・保育幼稚園課・学校教育課／(2)子育て支援課・福祉課／(3)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1)一人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある子どもの成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供、保育園や幼稚園、特別支援学校等との連携を図るとともに、発達や発育の遅れに心配のある子どもやその家族を具体的な支援につなげるため、保育、母子保健、療育機関等と連携した相談支援の体制づくりにより、一貫した支援等が受けられるよう努めていく。
- (2)発達障がいに対しては、専門的な機関と連携を図りながら、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害等、障がいの早期発見に努めるとともに、発達障害者地域支援マネージャーの活用や神奈川県発達障害支援センター「かながわA」と連携することで、適切な助言や指導が行えるよう努めている。
- (3)一人ひとりの障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるとともに、特別支援学校と連携し、卒業予定者に対し各種制度の情報提供を行う等進路指導の充実を図る。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1)乳幼児の健診などにより、発達の心配が疑われる子どもに対して母子保健コーディネーターや保健師、助産師による相談を通して、保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して子どもの健やかな成長発達を促している。また、子育て支援課や保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して情報共有を行い、障害のある子どもの就学相談を行っている。
- (2)乳幼児期の健診などで発達が心配な子どもとして把握し、フォローアップ体制を整えつつ、遊びの広場や児童発達支援を活用しながら、子育て支援センター、保育園、幼稚園、児童委員など地域で連携して子どもとその家族も支援できるよう支援体制をとっている。就学後からは教育研究室とも連携してそれぞれの特性に合った進路を本人の意思を尊重しつつ、よりよい支援へつなげるため「かながわA」など、より専門的な機関とも連携している。また、子育て支援課の子育て支援専門員や総合療育相談センター等と連携を図り、発達障害等の早期発見や家族の障がい受容を促し、早期療育の実現に努めている。
- (3)毎年、茅ヶ崎養護学校と連携し、生徒及び保護者に対して進路説明会を行い、町福祉課職員が卒業後の障がい福祉サービスの概要について情報提供を行っている。

(令和4年度)

(1) 乳幼児の健診などにより、発達の心配が疑われる子どもに対して母子保健コーディネーターや保健師、助産師による相談を通して、保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して子どもの健やかな成長発達を促している。

また、子育て支援課や保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して情報共有を行い、障害のある子どもの就学相談を行っている。

(2) 乳幼児期の健診などで発達が心配な子どもとして把握し、フォローワー体制を整えつつ、遊びの広場や児童発達支援を活用しながら、子育て支援センター、保育園、幼稚園、児童委員など地域で連携して子どもとその家族も支援できるよう支援体制をとっている。就学後からは教育研究室とも連携してそれぞれの特性に合った進路を本人の意思を尊重しつつ、よりよい支援へつなげるため「かながわA」など、より専門的な機関とも連携している。また、子育て支援課の子育て支援専門員や総合療育相談センター等と連携を図り、発達障害等の早期発見や家族の障がい受容を促し、早期療育の実現に努めている。

(3) 毎年、茅ヶ崎支援学校(旧茅ヶ崎養護学校)と連携し、生徒及び保護者に対して進路説明会を行い、町福祉課職員が卒業後の障がい福祉サービスの概要について情報提供を行っている。また、各支援学校(旧養護学校)からの依頼により、移行支援会議等にも参加している。

(令和5年度)

(1) 乳幼児の健診、保育所等により、発達の心配が疑われる子どもに対して母子保健コーディネーターや保健師、助産師による相談を通して、保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して子どもの健やかな成長発達を促している。

また、子育て支援課や保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して情報共有を行い、障害のある子どもの就学相談を行っている。

(2) 乳幼児期の健診などで発達が心配な子どもとして把握し、フォローワー体制を整えつつ、遊びの広場や児童発達支援を活用しながら、子育て支援センター、保育園、幼稚園、児童委員など地域で連携して子どもとその家族も支援できるよう支援体制をとっている。就学後からは教育研究室とも連携してそれぞれの特性に合った進路を本人の意思を尊重しつつ、よりよい支援へつなげるため「かながわA」など、より専門的な機関とも連携している。

(3) 毎年、茅ヶ崎支援学校と連携し、生徒及び保護者に対して進路説明会を行い、町福祉課職員が卒業後の障がい福祉サービスの概要について情報提供を行っている。また、各支援学校からの依頼により、移行支援会議等にも参加している。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

(参考:令和3・4年度の2年間)

発達が心配な子どもとその家族も支援できる支援体制や、より専門的な機関との連携。

また、早期療育の実現や、茅ヶ崎養護学校と連携した進路説明会など、各取り組みは概ね順調であるため。

令和3～5年度の3年間の内部評価

概ね順調

(令和3～5年度の3年間)

発達が心配な子どもとその家族も支援できる支援体制や、より専門的な機関との連携。

また、早期療育の実現や、茅ヶ崎養護学校と連携した進路説明会など、各取り組みは概ね順調であるため。

令和3・4年度の2年間の外部評価

概ね順調

(参考:令和3・4年度の2年間)

発達が心配な子どもとその家族を支援する体制など、関係機関と連携した取り組みができたと思う。保育・教育の現場によって支援に温度差を感じるので、支援の方向性を揃え、温度差をなくす必要がある。

令和3～5年度の3年間の外部評価

概ね順調

(令和3～5年度の3年間)

支援が必要な児童が増加している中で、関係機関と連携をとり実施できている。必要に応じて、子育て支援課と福祉課で訪問を行うなど連携も行えている。教育委員会との連携については課題である。保育・療育・教育の現場では支援も連携もしっかりと行われているようだが、保護者にその実感がない。何が足りていないのか探し、その溝を埋める必要がある。また、各現場の支援力のレベルを揃える必要がある。発達障がいの子どもは早期に障がい特性を理解した支援者からサポートを受けることが、とても大切である。その後の生きづらさにもつながる。発達障がいが問題になっている昨今、町で信頼できる専門職を雇用することはできないか。不登校の相談は量的にも増えてきている印象がある。より専門的なアドバイスを求められる事が多く、医療への紹介をする場合もあるが、本人の特性や状態から他機関へつながらない事が多くある。

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	4. 教育・育成
具体的な施策	②障がい児等及び家族等への支援の充実
主管課	(1)福祉課・子育て支援課・保育幼稚園課／(2)福祉課
施策の内容(Plan)	
(1)保育園等の一般的な子育て支援施設において障がい児の受け入れを進めるために、障がい児支援施設や事業所等が持っている専門的な知識・経験を提供できる体制づくりとして、保育所等訪問支援及び保育士支援事業を実施する。 (2)障がいのある子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援として、ペアレントトレーニング等の実施に努める。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)園からの要望に応じて、相談支援事業所による保育所訪問支援を実施している。 また、保育所等訪問支援や保育士支援事業などを通じて、保育所等の保育士がアドバイスを受けながら日々障がい児の保育を行っている。 (2)かながわA等の関係機関と連携し、ペアレントトレーニングを実施した。 令和3年度実績:4回(2回×2コース)	
(令和4年度) (1)園からの要望に応じて、相談支援事業所による保育所訪問支援を実施している。 また、保育所等訪問支援や保育士支援事業などを通じて、保育所等の保育士がアドバイスを受けながら日々障がい児の保育を行っている。 (2)かながわA等の関係機関と連携し、ペアレントトレーニングを実施した。 令和4年度実績:10回(全10回コース)	
(令和5年度) (1)園からの要望に応じて、相談支援事業所による保育所訪問支援を実施している。 また、保育所等訪問支援や保育士支援事業などを通じて、保育所等の保育士がアドバイスを受けながら日々障がい児の保育及び受け入れを進めている。 また、発達相談等での保護者の要望があれば、園の許可を得たうえで、集団での子どもの様子を確認したうえで、保護者支援を実施している。 (2)かながわA等の関係機関と連携し、ペアレントトレーニングを実施した。 令和5年度実績:10回(全10回コース)、前年のフォローアップ2回	

評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 保育士による日々の保育の他、ペアレントトレーニングについても実施し、取り組みについて概ね順調に進めたため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 保育士による日々の保育の他、ペアレントトレーニングについても実施した。特に、ペアトレ実施内容に関しては、充実しているとのことで、県内の未実施自治体視察を受け入れりなど、取り組みについて、概ね順調であったため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 保育所訪問支援、保育士支援事業を実施した園で成果が出ている。他の園でも実施されるよう周知を続けてほしい。ペアレントトレーニングが継続して実施されている。ペアトレのスキル保健師(子育て支援課)が引き継ぐ必要があると思う。寒川町として障がいの有無に関わらず「子の育ち」をいかに支えていくかという視点に立つことが重要。支援の充実策として、子育てサロンのような場の設定や就学以降の児童や保護者への支援も充実していくとよい。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 保育所訪問や保育士支援事業、ペアレントトレーニングが継続して実施され効果が出ているが、困っている家族に周知がされていないこともある。また、令和5年度からペアトレ参加者へのフォローアップ事業を始めるなど、新たに取り組みも実施し充実を図っている。グレーゾーンと言われる児童生徒の保護者にも障がい特性や適切な対応を学ぶ機会が必要。通級・支援級の保護者向けに勉強会があると良い。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	4. 教育・育成
具体的な施策	③障がい児通所支援等福祉サービスの充実
主管課	(1)子育て支援課・福祉課／(2)(3)福祉課
施策の内容(Plan)	
(1)就学前の発達が心配な子どもに対して、基本的生活習慣の習得や、学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導や支援を行う児童発達支援について、適切なサービス量が確保できるように努め、児童発達支援センター機能について、広域的な設置も含め検討していく。	
(2)就学後の障がいのある子どもにコミュニケーションの方法や生活能力向上のための訓練を提供する放課後等デイサービスの利用促進に努める。また、支援が途切れないよう夏休みをはじめとした長期休暇時もサービスを実施する。	
(3)相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めた障がい児支援利用計画を適切に作成できるように支援する。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)町内に民間の児童発達支援事業所が開設し、従来からの町営の児童発達支援事業所であるひまわり教室と合わせて、一定のサービス量の確保に繋がっている。 また、保育所等訪問事業等の現在不足している児童発達支援センター機能について、代替え事業を実施しながら、今後も検討を進めていく。	
(2)就学児を対象とした放課後等デイサービスを提供する町内の登録事業所の増減はあったものの、最終的に1件の増となっており、町外の事業所利用などを含めると、概ね必要量を支給できているものと考える。	
(3)相談支援専門員資格取得について、神奈川県にて行われる研修を各事業所に周知し、相談支援専門員の確保に努めている。(相談従事者初任者研修受講者:令和3年度 1人)	
(令和4年度) (1)町内に民間の児童発達支援事業所が開設し、従来からの町営の児童発達支援事業所であるひまわり教室と合わせて、一定のサービス量の確保に繋がっている。 また、保育所等訪問事業等の現在不足している児童発達支援センター機能について、代替え事業を実施しながら、今後も検討を進めていく。	
(2)就学児を対象とした放課後等のデイサービスを提供については、町外の事業所利用などを含めると、概ね必要量を支給できているものと考える。	
(3)相談支援専門員資格取得について、神奈川県にて行われる研修を各事業所に周知し、相談支援専門員の確保に努めている。(相談従事者初任者研修受講者:令和4年度1人)	

(令和5年度)

(1)町内に民間の児童発達支援事業所が開設し、従来からの町営の児童発達支援事業所であるひまわり教室と合わせて3か所となり、一定のサービス量の確保に繋がっている。
また、保育所等訪問事業等の現在不足している児童発達支援センター機能について、代替え事業を実施しながら、今後も検討を進めていく。

(2)就学児を対象とした放課後等のデイサービスを提供については、町外の事業所利用などを含めると、概ね必要量を支給できているものと考える。

(3)相談支援専門員資格取得について、神奈川県にて行われる研修を各事業所に周知し、相談支援専門員の確保に努めている。(相談従事者初任者研修受講者:令和5年度 0人)

評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 児童発達支援センターの設置はできていないものの、保育園等の訪問支援などを実施しセンター機能の一部を補った。また、相談支援専門員資格取得研修の周知を行った。さらに、障がい児通所支援等福祉サービスについては概ねニーズに合わせた支給ができている状態であるため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 児童発達支援センターの設置はできていないものの、保育園等の訪問支援などを実施しセンター機能の一部を補った。また、相談支援専門員資格取得研修の周知を行った。さらに、障がい児通所支援等福祉サービスについては概ねニーズに合わせた支給ができている状態であるため。	
評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 事業所の不足については課題であるが、専門資格取得者に期待する。相談支援事業所が児童相談支援センター機能を担っている。業務過多を防ぎ、計画相談や委託相談を充実させるためにも児童発達支援センターの設置が必要。	
評 価 (C h e c k)	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 児童発達支援センターの設置はできていないが、代替で対応はできている。相談支援事業所が児童の相談を受けており、年々増加しているため、今後、増進が図られる必要がある。障害児支援利用計画のセルフプラン率が高い。原因の一つに相談員の不足や業務過多がある。児童発達支援センターを設置し、センターの代わりを担っている相談支援事業所の業務を分ける必要がある。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	4. 教育・育成
具体的な施策	④交流教育の推進
主管課	(1)学校教育課
施策の内容(Plan)	
(1)町内の小中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を推進する。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)特別支援学級と通常学級で交流学習(本人の得意な教科、算数・理科・音楽・体育等)や給食や清掃活動や部活動等で交流を進めている。また、例年小学校では総合的な学習において社会福祉協議会と連携した車イス体験やアイマスク体験、手話や点字についての学習等を実施しているが、令和3年度も新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。聴覚障害者協会と連携した手話の授業については、小学校1校で実施しました。	
(令和4年度) (1)令和4年度も新型コロナウイルスの影響を受けたが、各学校で感染症対策等の工夫を凝らし、点字、手話、車いす体験(車いすバスケ)、ユニバーサルダンス、健常者の目の見えない方への誘導体験、目の見えない方の講話等を行った。	
(令和5年度) (1)特別支援学級と通常学級で交流学習(本人の得意な教科、算数・理科・音楽・体育等)や各行事や給食、清掃活動や部活動等で交流を進めている。また、例年小学校では総合的な学習において社会福祉協議会と連携した車イス体験や点字、手話やユニバーサルダンス等学習を実施している。	

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 新型コロナウィルス感染症の影響を受けながらも、各学校で工夫を凝らした取り組みを行い、理解の促進を行った。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 新型コロナウィルス感染症の影響を受けながらも、各学校で工夫を凝らした取り組みを行い、理解の促進を行った。	
令和3・4年度の2年間の外部評価		概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 今後も特別支援学級と通常学級で交流学習や小学校での総合的な学習における車いす体験やアイマスク体験、手話点字など、障がいの理解と交流について、今後も内容を充実させながら継続的に実施してほしい。交流する通常学級の児童生徒の保護者に向けた障がいの理解を説明し、家庭でも話し合えるようにして欲しい。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 支援学級と通常学級との交流が実施されている。車いす、アイマスク体験などの福祉授業を実施し、体験を通して理解を深めることを行っている。特別支援学校に在籍する寒川町の児童生徒もいるので、支援学校との交流も実施して欲しい。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	5. 保健・医療
具体的施策	①母子保健の充実
主管課	(1)(2)(3)子育て支援課
施策の内容(Plan)	
(1) 障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等、保護者の育児不安の解消を図る。	
(2) 保健師等による「育児相談」や公認心理師による「子どもの発達相談」を実施し、特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育、福祉サービス等につなげられるよう関係機関との連携を強化する。	
(3) 障がいのある子ども(発達や発育の遅れに心配のある子どもを含む)に対し、適切な療育相談を行うことができるよう、医療やその他の関係機関との連携を強化し、相談・指導の充実に努める。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1) 健診後、発達の状況などにより、育児相談、心理相談、家庭訪問、親子支援の教室「あそびの広場」、ひまわり教室等の療育へつなげる等の継続支援を行った。	
(2) 令和3年度は、「育児相談」を年間22回、「子どもの発達相談」を年間36回実施。個別の状況に応じて、医療機関や児童発達支援事業所等と連携して支援を行った。ケース会議も連携を深める場となっている。	
(3) 公認心理師や保健師が専門機関と連携し相談に対応している。児童発達支援事業所、相談支援事業所や総合療育センター等と連携を図り、発達障害等の早期発見や家族の障がい受容を促し、早期療育の実現に努めている。	
(令和4年度) (1) 健診後、発達の状況などにより、育児相談、心理相談、家庭訪問、親子支援の教室「あそびの広場」、ひまわり教室等の療育へつなげる等の継続支援を行った。	
(2) 令和4年度は、「育児相談」を年間24回、「子どもの発達相談」を年間60回実施。個別の状況に応じて、医療機関や児童発達支援事業所等と連携して支援を行った。ケース会議も連携を深める場となっている。	
(3) 公認心理師や保健師が専門機関と連携し相談に対応している。児童発達支援事業所、相談支援事業所や総合療育センター等と連携を図り、発達障害等の早期発見や家族の障がい受容を促し、早期療育の実現に努めている。	

(令和5年度)

(1) 健診後、発達の状況などにより、育児相談、心理相談、家庭訪問、親子支援の教室「あそびの広場」、ひまわり教室等の療育へつなげる等の継続支援を行った。

(2) 令和5年度は、「育児相談」を年間24回、「子どもの発達相談」を年間64回実施。個別の状況に応じて、医療機関や児童発達支援事業所等と連携して支援を行った。ケース会議も連携を深める場となっている。

(3) 公認心理師や保健師が専門機関と連携し相談に対応している。児童発達支援事業所、相談支援事業所や総合療育センター等と連携を図り、発達障害等の早期発見や家族の障がい受容を促し、早期療育の実現に努めている。

評価 （C h e c k）	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 新型コロナウイルス感染症の影響下でも、各支援の継続や早期療育の実現など、本施策に位置付けられた取り組み内容は概ね順調であったため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 新型コロナウイルス感染症の影響下でも、各支援の継続や早期療育の実現など、本施策に位置付けられた取り組み内容は概ね順調であったため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 早期発見から療育へつなげる体制はできているが、障がいを診断し、的確に助言ができる専門医が町内にいない。近隣市の専門医は新規予約が厳しい状況で、当方の医療機関を受診しなければならず、専門医が不足している。障がいの早期発見にむけて、児童本人や保護者の障害受容にかかる取り組みを必要であると思う。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 早期発見し早期療育につなげる取り組みはできている。町立「ひまわり教室」の専門性を高めて欲しい。また、障がいを正確に診断し、的確な助言ができる専門医が近隣にいない。専門医に受診するために遠方へ出かけるのは負担が大きい。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	5. 保健・医療
具体的施策	②健康づくりの充実
主管課	(1)健康づくり課／(2)健康づくり課・町民安全課・福祉課
施策の内容(Plan)	
(1) 健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となりうる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めるとともに、疾病を予防するための知識や健康管理に関する情報の普及を促進するため、広報等による継続的な情報提供や予防に向けた普及啓発に努める。	
(2) 在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようにするための支援策として、茅ヶ崎市保健所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していく。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1) 令和3年度は、例年同様に成人の健康診査(3回)、生活保護受給者対象の健康診査(6～10月)、特定健康診査(6月～8月、2月)、高齢者健康診査(9月～11月)、成人歯科健康診査(6～11月)、がん施設検診(4～2月)、がん集団検診(7回)、健康相談(通年)等を実施し、生活習慣病の予防等の普及啓発を行った。 なお、例年実施の健康づくり体操の日は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。	
(2) 在宅医療介護連携推進事業において、医療介護連携推進部会等を通じ、茅ヶ崎市保健所や医療機関、関係機関と支援のあり方等について協議した。 また、ケースに応じて関係機関と連携を図りながら、ケース会議を通じて情報の共有をしたり、支援方法等を検討した。	
(令和4年度) (1) 令和3～4年度は、例年同様に成人の健康診査(3回)、生活保護受給者対象の健康診査(6～10月)、特定健康診査(6月～8月、2月)、高齢者健康診査(9月～11月)、成人歯科健康診査(6～11月)、がん施設検診(4～2月)、がん集団検診(7回)、健康相談(通年)等を実施し、生活習慣病の予防等の普及啓発を行った。また、健康づくり体操の日は、令和4年度において22回実施した。	
(2) 在宅医療介護連携推進事業において、医療介護連携推進部会等を通じ、茅ヶ崎市保健所や医療機関、関係機関と支援のあり方等について協議した。 また、ケースに応じて関係機関と連携を図りながら、ケース会議を通じて情報の共有をしたり、支援方法等を検討した。	

(令和5年度)

(1)例年同様に成人の健康診査(3回)、生活保護受給者対象の健康診査(6～10月)、特定健康診査(6月～8月、2月)、高齢者健康診査(9月～11月)、成人歯科健康診査(6～11月)、がん施設検診(4～2月)、がん集団検診(7回)、健康相談(通年)等を実施し、生活習慣病の予防等の普及啓発を行った。また、健康づくり体操の日は、令和5年度において24回実施した。

(2)在宅医療介護連携推進事業において、医療介護連携推進部会等を通じ、茅ヶ崎市保健所や医療機関、関係機関と支援のあり方等について協議した。また、ケースに応じて関係機関と連携を図りながら、ケース会議を通じて情報の共有をしたり、支援方法等を検討した。

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 新型コロナウイルス感染症の影響により健康体操の日は実施できなかったものの、例年通り各健康診査、検診、健康相談を実施し、生活習慣病予防の普及啓発を行い、概ね順調に取り組みが進められたため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 新型コロナウイルス感染症の影響により健康体操の日は実施できなかったものの、例年通り各健康診査、検診、健康相談を実施し、生活習慣病予防の普及啓発を行い、概ね順調に取り組みが進められたため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 健康診査や健康相談等が実施され、情報発信も行われている事は評価できる。会場へ行くことが出来ない人への支援が必要。本人に付き添う家族が高齢になり、会場へ出向ける人が増えると予想される。特に独居の障がい者に対しては、医療機関からの情報を分かりやすく伝える等のフォローが継続して必要だと感じる。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 継続して健康診査、健康相談等が実施されている。単身で会場へ行かれない人のために送迎が必要。コロナが5類になったことにより、健康づくり体操の日も実施し、健康への取組については概ね実施できている。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり	
施策分野	5. 保健・医療	
具体的施策	③医療費の給付・助成	
主管課	(1)福祉課	
施策の内容(Plan)		
(1)自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図る。		
進捗状況(Do)		
(令和3年度) (1)新規手帳取得時や等級変更による再交付時等に、障害福祉ガイドブック等を用いて制度利用の周知や医療費助成に関する申請を促している。現状として、申請者全員に受給者証等を交付することが出来た。		
(令和4年度) (1)新規手帳取得時や等級変更による再交付時等に、障害福祉ガイドブック等を用いて制度利用の周知や医療費助成に関する申請を促している。現状として、申請者全員に受給者証等を交付した。		
(令和5年度) (1)新規手帳取得時や等級変更による再交付時等に、障害福祉ガイドブック等を用いて制度利用の周知や医療費助成に関する申請を促している。現状として、申請者全員に受給者証等を交付した。		
評価(Check)	令和3・4年度の2年間の内部評価	達成
	(参考:令和3・4年度の2年間) 申請者全員に受給者証等を交付することが出来ているため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	達成
	(令和3～5年度の3年間) 申請者全員に受給者証等を交付することが出来ているため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	達成
	(参考:令和3・4年度の2年間) 申請者全員に交付できている事は評価できる。重度障がい者等医療費助成制度の対象が県の基準により広い事も評価できる。自立支援医療等の手続きが必要な利用者には継続して手続きのフォローをして欲しい。制度を知らない方への周知の在り方については、継続的に検討が必要。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	達成
	(令和3～5年度の3年間) 障害者手帳の取得・更新時に制度を説明し、申請者全員に交付できている。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	5. 保健・医療
具体的な施策	④精神保健福祉施策の推進
主管課	(1)(2)(3) 福祉課

施策の内容(Plan)

- (1)精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎市保健所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図る。
- (2)専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努める。(再掲)
- (3)精神障がい者が、退院後も必要な医療を中断することなく、地域で安全安心な暮らしができるようにするための支援体制の充実に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)茅ヶ崎市保健所と連携して対象者宅への訪問を行うなど、柔軟に対応するとともに、必要に応じて嘱託医の訪問による、状態の確認を実施している。

茅ヶ崎市保健所実績 相談件数(延べ件数):令和3年度 199件 訪問件数(延べ件数):令和3年度 35件

(2)平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住いの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。さらに、令和元年5月から、福祉課に配置している精神保健福祉士を1名から2名に増員し令和4年1月からは勤務時間も開庁時間に合わせ延長するなど、相談体制の充実に努めている。

(3)病院やその他支援機関と退院前ケース会議を実施し、退院後の生活に向けた準備を行うなどの支援を実施している。また、令和元年度から茅ヶ崎保健所が地域精神保健福祉協議会の下部組織として設置した地域移行ワーキンググループにより、ケースをとおして精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築について検討を進めている。

(令和4年度)

(1)茅ヶ崎市保健所と連携して対象者宅への訪問を行うなど、柔軟に対応するとともに、必要に応じて嘱託医の訪問による、状態の確認を実施している。

茅ヶ崎市保健所実績 相談件数(延べ件数):令和4年度 149件 訪問件数(延べ件数):令和4年度 47件

(2)令和4年度からは、茅ヶ崎市保健所の精神保健担当を交流職員として受け入れを行い、精神保健福祉における相談支援体制等の充実を図った。また、相談支援事業所等および福祉課職員に対して、精神疾患の知識、関わり方について勉強会を開催しスキルアップを図った。相談支援事業所に対しては、虐待研修も実施した。

(3)医療機関から要請があった場合は、入院中からカンファレンスに参加し、退院後の生活に向けた支援の情報提供等を行い、必要な支援機関につなげる等の支援を行った。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(町が行うべき福祉部分)の検討の場の構築に向けて外部よりアドバイスをいただき、体制構築に向けて検討を行った。

(令和5年度)

(1)茅ヶ崎市保健所と連携して対象者宅への訪問を行うなど、柔軟に対応するとともに、必要に応じて嘱託医の訪問による、状態の確認を実施している。

茅ヶ崎市保健所実績 相談件数(延べ件数):令和5年度 109件 訪問件数(延べ件数):令和5年度 24件

(2)令和4・5年度に、茅ヶ崎市保健所の精神保健担当を交流職員として受け入れを行い、精神保健福祉における相談支援体制等の充実を図った。また、相談支援事業所等および福祉課職員に対して、精神疾患の知識、関わり方について勉強会を開催しスキルアップを図った。相談支援事業所に対しては、虐待研修も実施した。

(3)医療機関から要請があった場合は、入院中からカンファレンスに参加し、退院後の生活に向けた支援の情報提供等を行い、必要な支援機関につなげる等の支援を行った。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(町が行うべき福祉部分)の検討の場の構築に向けて外部よりアドバイスをいただき、体制構築に向けて検討を行った。

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 精神保健福祉について新たな取り組みを行い、地域における精神保健福祉の充実を図った。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(町の福祉部分)に向けた体制について、具体に検討を行ったため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 精神保健福祉について新たな取り組みを行い、地域における精神保健福祉の充実を図った。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(町の福祉部分)に向けた体制について、具体に検討を行ったため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 地域と医療機関のお互いの理解が不十分。保健所、医療機関、相談支援事業所との連携が進んできている。精神障がいが発達障がいの二次障がいと考えられる場合、支援方法が変わってくる。発達障がいを正しく診断し、助言できる専門医が必要。退院する場合の支援については順調である。引き続き自宅にひこもっている方の発掘と対応について検討して欲しい。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) ケース対応について、医療機関、保健所、相談支援事業所と連携を図り対応を行うことはできている。にも包括(障がい部分)については、次期、障がい者福祉計画に盛り込むように検討を行い、計画に反映させることができた。精神障害の発症原因の一つに発達障害があるので、発達障害を考慮した手厚い支援もお願いしたい。委託相談支援事業所として医療機関、保健所との連携は非常に重要である。今後の町の相談体制構築のため一層の推進が必要である。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	6. 雇用・就労
具体的な施策	①就労相談窓口の充実
主管課	(1)(2)福祉課
施策の内容(Plan)	
(1)就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図る。	
(2)就労後の定着支援についても、湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図る。また、身近なところで就労に関する相談ができるような体制の確保に努める。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。病状や能力等に応じ、湘南地域就労援助センターと連携を図りながら、就労の相談を実施するとともに、その他就労系の事業所との連携を図っている。 (2)公共職業安定所や湘南地域就労援助センターの協力により、町役場において、毎年6回の就労相談を実施した。 湘南地域就労援助センター登録者実績:令和3年度 78件	
(令和4年度) (1)公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。病状や能力等に応じ、湘南地域就労援助センターと連携を図りながら、就労の相談を実施するとともに、その他就労系の事業所との連携を図っている。また、就職を希望する障がいのある人に対し、企業と直接話せる面接の機会を持っていただくため、ハローワーク藤沢と藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町の共催でミニ面接会を開催した。 (2)公共職業安定所や湘南地域就労援助センターの協力により、町役場において、毎年6回の就労相談を実施した。 湘南地域就労援助センター登録者実績:令和4年度 90件	
(令和5年度) (1)公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。病状や能力等に応じ、湘南地域就労援助センターと連携を図りながら、就労の相談を実施するとともに、その他就労系の事業所との連携を図っている。また、就職を希望する障がいのある人に対し、企業と直接話せる面接の機会を持っていただくため、ハローワーク藤沢と藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町の共催でミニ面接会を開催した。 (2)公共職業安定所や湘南地域就労援助センターの協力により、町役場において、毎年6回の就労相談を実施した。 湘南地域就労援助センター登録者実績:令和5年度 88件	

評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 湘南地域就労援助センターの登録件数も年々増加しており、就労相談窓口の充実は概ね順調に進んでいると判断できるため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 湘南地域就労援助センターの登録件数も増加しており、就労相談窓口の充実は概ね順調に進んでいると判断できるため。	
令和3・4年度の2年間の外部評価		概ね順調
(参考:令和3・4年度の2年間) 湘南地域就労援助センターの登録件数も年々増加していることから、就労相談窓口の充実は概ね順調に進んでいると思う。委託相談にも、就労相談が入ることもあるが、より専門的な就労相談へのつなぎが円滑に行われない事が多く、就労相談窓口との連携体制の構築が必要。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 就労相談やミニ面接会を実施している。就労援助センターの登録者数の実績がある。就労援助センターの相談者の増加について、登録増に伴うセンターの負担が強くなっている現状が見られる。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進	
施策分野	6. 雇用・就労	
具体的な施策	②雇用啓発事業の充実	
主管課	(1)産業振興課	
施策の内容(Plan)		
(1) 障がいのある人の雇用を促進するため、町内の民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進する。		
進捗状況(Do)		
(1) 令和3年度、令和4年度共に「寒川町企業等の立地促進に関する条例」の適用措置を受けた企業において、新規雇用者毎に奨励金を交付している。新規雇用者が障がい者の場合には増額することで、障がい者雇用の促進を推進している。なお、産業振興課の企業訪問では、雇用状況の把握等を主に行っており、啓発までは行えていない。また、障がい者雇用促進啓発リーフレットを窓口に配架し、支援制度の周知を図った。		
(令和5年度)		
(1) 3年に1度実施をしている勤労者実態調査にて、障がい者雇用に関する調査を実施し、また調査票を送る際に障がい者雇用の相談先としての湘南地域就労援助センターの周知を図った。 「寒川町企業等の立地促進に関する条例」の雇用に対する助成では、障がい者雇用を増額することで、促進を推進しており、立地に関する相談があった場合には案内をしている。 また、産業部門と福祉部門が合同で特例子会社の訪問を実施し、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、雇用状況の把握に努めた。		
評価(Check)	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3・4年度の2年間) 条例の適用を受けた企業で新規雇用者毎に奨励金を交付し、障がい者雇用の促進を推進しているが、企業訪問では雇用状況の把握等が主で啓発までは行えていないため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 条例の適用を受けた企業で新規雇用者毎に奨励金を交付し、障がい者雇用の促進を推進している。また、町内企業へ障がい者雇用についての相談先を周知し啓発を図った。令和5年度には産業部門と福祉部門が合同で特例子会社を訪問し、障がい者雇用の啓発を実施したため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	やや遅れている
	(参考:令和3・4年度の2年間) 企業には奨励金のみではなく、雇用にあたっての事情等の聞き取りが必要。企業訪問では雇用状況の把握等が主で啓発まで行われてない。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 令和5年度に産業部門と福祉部門が特例子会社に訪問し、障害者雇用の啓発を行った。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進	
施策分野	6. 雇用・就労	
具体的な施策	③官公需における受注機会の拡大	
主管課	(1)福祉課・各課	
施策の内容(Plan)		
(1)障がい者就労施設等事業所連絡会に対して、物品等や役務の提供の受注機会の拡大に努める。		
進捗状況(Do)		
<p>(1)毎年、福祉課を窓口として、庁内各課に障がい者施設等への業務委託への配慮を依頼している。障害者優先調達推進法に基づき、町は調達方針を策定し、取り組みを進めた。</p> <p>また、令和3年度から施設(子育てサポートセンター)の清掃業務委託を、令和4年度はテーブルクロスを寒川町障害者事業所連絡会等に発注している。</p>		
<p>(令和5年度)</p> <p>(1)毎年、福祉課を窓口として、庁内各課に障がい者施設等への業務委託への配慮を依頼している。障害者優先調達推進法に基づき、町は調達方針を策定し、取り組みを進めた。</p> <p>また、令和5年度に学校給食センター開所に伴う、記念品コースターを発注した。</p>		
評価(Check)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	<p>(参考:令和3・4年度の2年間)</p> <p>従来からの障害者優先調達推進法に基づいた調達方針の他、令和3年度から新たに子育てサポートセンターの清掃業務の委託を、令和4年度は、テーブルクロスを寒川町障害者事業所連絡会等に発注したため。</p>	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	<p>(令和3～5年度の3年間)</p> <p>従来からの障害者優先調達推進法に基づいた調達方針の他、令和3年度から子育てサポートセンター清掃業務委託を、令和4年度はテーブルクロスを、令和5年度には新規に学校給食センター開所に伴なう記念品コースターを発注し、調達方針の目標額を達成したため。</p>	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	<p>(参考:令和3・4年度の2年間)</p> <p>清掃作業や事業所製品発注など委託が進んでいる。清掃作業や事業所製品の利用は、障がい者を身近に感じられる機会にもなる。実際に清掃業務に携わる障がい当事者が、生き生きと働くことが出来ている。今後も取り組んで欲しい。清掃業に偏るのでなく、他業務も検討するとよい。</p>	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	<p>(令和3～5年度の3年間)</p> <p>清掃作業や事業所製品発注など委託が増えた。他にも記念品コースターのような新たな製品の発注があった。</p>	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進	
施策分野	6. 雇用・就労	
具体的な施策	④福祉的就労の充実と就労定着に向けた支援	
主管課	(1)(2)福祉課	
施策の内容(Plan)		
(1)一般就労が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労の場の確保に努める。		
(2)一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労の定着に向けた支援を行う。		
進捗状況(Do)		
(1)令和3年度、令和4年度共に障がい者の状況や障がい特性に応じて、就労移行支援や就労継続支援の事業所の見学や紹介を相談支援事業所や事業所と連携を図り、随時実施している。		
(2)令和3年度、令和4年度共に就労定着支援事業の活用や湘南地域就労援助センターを通じ、障がい者が継続的に就労できる環境づくりに努めている。		
(令和5年度)		
(1)令和3年度～令和5年度共に障がい者の状況や障がい特性に応じて、就労移行支援や就労継続支援の事業所の見学や紹介を相談支援事業所や事業所と連携を図り、随時実施している。		
(2)令和3年度～令和5年度共に就労定着支援事業の活用や湘南地域就労援助センターを通じ、障がい者が継続的に就労できる環境づくりに努めている。		
評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 就労後の退職者もあり、定着の支援強化が課題としてあるが、就労移行支援については概ね順調に進められているため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 就労後の退職者もあり、定着の支援強化が課題としてあるが、就労移行支援については概ね順調に進められているため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 障がいに関わらず、就労定着は難しい場合がある。就職後のサポート体制が発展していくと良いと思う。就労移行支援事業を経ずに一般就労された方の相談が増えている。その場合、定着支援の担い手は就労援助センターとなるが、センターとの連携が円滑でない。連携の在り方に課題を感じる。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 障がい者の状況や特性を考慮して福祉就労先の紹介・見学を随時実施している。相談支援事業所と連携している。就労移行支援のサービス決定をした方が継続して利用できているのか、この点が進捗管理シート内でわかると評価がしやすい。引きこもりに近い方からの就労支援の相談は増えており、就労移行支援事業所との連携は不可欠となっている。また、不登校や引きこもりの方については、就労移行支援事業に定着することが難しいケースも見られる。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進	
施策分野	6. 雇用・就労	
具体的な施策	⑤障がいのある人への情報提供の推進	
主管課	(1)福祉課	
施策の内容(Plan)		
(1)湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、福祉課窓口で求人情報を提供し、職域の開拓を行う。		
進捗状況(Do)		
(令和3年度) (1)公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。		
(令和4年度) (1)毎年、公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。また、年6回実施している就労相談の中でも求人票等の情報提供を行っている。		
(令和5年度) (1)毎年、公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。また、年6回実施している就労相談の中でも求人票等の情報提供を行っている。		
評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労相談を実施するとともに、求人票等の情報提供も行っているため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労相談を実施するとともに、求人票等の情報提供も行っているため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労相談を実施するとともに、求人票等の情報提供している。定期的に情報を更新している。この取り組みで情報提供体制が十分か否かを精査する機会があるとよりよい。相談事業所は、求人情報を提供できないため、引き続き町福祉課での情報提供をお願いしたい。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 就労相談や求人票の情報提供を行っている。定期的に求人票を更新している。福祉課窓口でそのような相談を受け、対応も可能であるということについて、どこまで周知できているのかという部分が課題である。窓口に行きにくい方、紙ベースでの情報収集が難しい方については課題が残るよう感じる。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	6. 雇用・就労
具体的な施策	⑥職場体験事業の充実と町内企業の障がい者雇用の推進
主管課	(1)産業振興課・福祉課

施策の内容(Plan)

(1)特別支援学校(養護学校)に通っている生徒やその他障がい福祉就労系サービスの利用者に就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館等公共施設や寒川町役場での実習の実施に努める。また、働きたいと希望する障がいのある人が、身近な場所で就労ができるよう、町内企業に対する理解促進などの周知活動を行い、就労の場の確保に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)町内企業に対しては、産業振興課の企業訪問では、雇用状況の把握等を主に行っており、啓発までは行えていない。
また、総合図書館では福祉課、特別支援学校からの就業実習の依頼に応じて、機会の提供に努めている。

(令和4年度)

(1)町内企業に対しては、産業振興課の企業訪問では、雇用状況の把握等を主に行っており、啓発までは行えていない。
また、広域で連携し実施している「企業と高等学校との就職情報交換会」では、採用を考えている企業が高校(特別支援学校・養護学校等含む)に企業説明等を行い、参加いただいた高校に通う生徒の雇用促進に繋がる機会の創出を行っている。
その他、総合図書館では福祉課、特別支援学校からの就業実習の依頼に応じて、機会の提供に努めているほか、寒川町役場においても障がいのある人を対象として、職場体験を行い、2名の方に参加いただいた。

(令和5年度)

(1)3年に1度実施をしている勤労者実態調査委において、障がい者雇用の調査を実施した。調査票を町内企業に送る際には、障がい者雇用についての相談先として湘南地域就労援助センターのリーフレットも送付し、周知を図った。また、広域で連携し実施している「企業と高等学校との就職情報交換会」では、採用を考えている企業が高校(特別支援学校・養護学校等含む)に企業説明等を行い、参加いただいた高校に通う生徒の雇用促進に繋がる機会の創出を行っている。令和4年度に引き続き、特別支援学校からの実習の受け入れ、図書館実習を実施した。2名参加。さらに寒川町役場において、障がいのある人を対象とした職場体験を2日間実施し、2名の方が参加いただいた。

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3・4年度の2年間) 総合図書館で就業実習の機会の提供に努めているが、町内企業への企業訪問では雇用状況の把握等が主で啓発までには至っていないため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 総合図書館で就業実習の機会の提供に努めている。また、町内企業へ障がい者雇用についての相談先を周知し啓発を図った。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	やや遅れている
(参考:令和3・4年度の2年間) 町役場での職場体験は毎年実施されている。企業については、障がい者雇用に対する聞き取り等が必要。町内企業の実習の機会提供が進んでいない。雇用啓発と合わせて、障がいの理解啓発を進めて欲しい。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 職場体験を行い、学ぶ機会を提供することができている。役場や公共施設での実習受け入れは実施されているが、町内企業の受け入れが進んでいない。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	6. 雇用・就労
具体的な施策	⑦町職員の障がいのある人の雇用推進
主管課	(1)人事課
施策の内容(Plan)	
(1)町での雇用において、障がいのある人の法定雇用率の達成に努める。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)令和3年度の正職員・会計年度任用職員採用時に障がい者の募集を実施した。正職員の雇用はなし、会計年度任用職員は1人雇用(令和4年4月1日付採用)。令和3年度中に勤務開始となる新たな障がい者の雇用はなかった。 障がい者雇用率は次のとおり。(各年度6月1日時点。法定雇用率は令和2年度まで2.5%、令和3年3月1日から2.6%。) 平成30年:1.92% 令和元年度:2.44% 令和2年度:1.92% 令和3年度:2.06%	
(令和4年度) (1)令和3年度、令和4年度共に、正職員・会計年度任用職員採用時に障がい者の募集を実施した。正職員の雇用はなし、会計年度任用職員は1人雇用(令和4年4月1日付採用)。 障がい者雇用率は次のとおり。(各年度6月1日時点。令和4年度については、12月31日時点。法定雇用率は令和2年度まで2.5%、令和3年3月1日から2.6%。) 平成30年:1.92% 令和元年度:2.44% 令和2年度:1.92% 令和3年度:2.06%、令和4年度:2.10% 令和4年度に障害者職業生活相談員資格認定講習の受講申請を行ったが、受講者数制限により受講できなかつたため、令和5年度に再度受講申請を行う予定。	
(令和5年度) (1)<法定雇用率の達成状況> 目標:2.60(10人) 実績:2.65(10.5人) <取り組み状況> 令和3～5年度において正職員・会計年度任用職員採用時に障がい者の募集を実施した。その結果、令和3・4年度は正職員の雇用はなし、令和5年度は1名(令和6年4月1日付)雇用した。会計年度任用職員については、令和3年度1名(令和4年4月1日付採用)、令和5年度2名(令和5年12月1日付)雇用。 障がい者雇用率は次のとおり。(各年度6月1日時点。令和4年度:12月31日、令和5年度:6年4月1日時点(見込)。法定雇用率は令和2年度まで2.5%、令和3年3月1日から2.6%。) 令和2年度:1.92%、令和3年度:2.06%、令和4年度:2.10%、令和5年度:2.65% 令和5年度に障害者職業生活相談員資格認定講習の受講申請を行ったが、受講者数制限により受講できなかつたため、令和6年度に再度受講申請を行う予定。	

評 価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 職員採用時に障がい者の募集を実施し、正職員の雇用はなかったが会計年度任用職員は1人雇用したため。(令和4年4月1日付採用)。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 職員採用時に障がい者の募集を実施し、正職員1人雇用し、会計年度任用職員は3人雇用したため。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3・4年度の2年間) 町役場で積極的に採用されると企業の意識が変わってくると思う。企業の雇用啓発の促進のため、行政が手本となって採用して欲しい。障がいのある方の働きやすい条件や業務内容の検討が必要。採用された方が定着して勤務出来るとより発展もあると思う。	
	令和3～5年度の3年間の外部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 町職員の採用で障がい者の募集を継続して行っている。障がい者雇用率が上がっている。	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	7. 情報・コミュニケーション
具体的な施策	①情報提供システムの推進
主管課	(1)福祉課・各課
施策の内容(Plan)	
(1) 障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進する。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1) 令和3年度視覚障がい者には、点字や拡大文字での通知や、希望に応じてメールでのやり取りを随時行っている。また、新規手帳取得者や、転入者などに対し、情報提供の方法等について、希望をうかがうなど、障がいに応じた情報提供に努めた。	
(令和4年度) (1) 事業者、利用者に対して、サービスの利用に関する様式等をホームページに掲載し、窓口だけでなくホームページ上でも情報が把握できるように改善を図った。	
(令和5年度) (1)・障がいに応じた情報提供に努めた。また、障がい者支援団体などから聞き取りを行い、広報紙において全ての氏名にルビを振り、より読みやすい広報紙の作成に努めた。 ・ホームページ上に情報を掲載する際は、視覚障がい者でもわかりやすいようアクセシビリティに配慮した。 ・藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町等で実施している湘南地区障がい者卓球大会の申込方法について、新たに電子申請を導入した。 ・事業者、利用者に対して、サービスの利用に関する様式等をホームページに掲載し、窓口だけでなくホームページ上でも情報が把握できるように改善を図った。 ・障がい者の採用にあたり、通知文に余りがなを付ける、内容をより簡潔なものにするなど、障がい特性を考慮した配慮を行った。 ・防災行政用無線、メール配信、LINEの防災情報、ホームページなどの手段で情報配信を行った。	

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 緊急時の障がい特性に応じた情報提供は平時に検討や準備を行う必要があるが、情報提供の方法等について希望を伺い障がいに応じた対応ができているため。また、窓口でないと情報が得られないという点について、ホームページを活用し改善を図った。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	概ね順調
	(令和3～5年度の3年間) 障がいに応じた情報提供の仕方、ホームページの改善、各種媒体により情報提供を行った。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	概ね順調
(令和3・4年度の2年間) 情報保障を希望する人に合わせた対応をしている。パソコンやスマートフォンの利用環境がない方へのフォローワーク体制が必要。知的障がいのある方等にもわかりやすい情報提供のあり方、情報開示の在り方を推進していく必要があると思う。図形を多用するツールだけでなく、情報ソフトの配慮も必要だと思う。町長の会見時にも手話通訳を付けて欲しい。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		概ね順調
(令和3～5年度の3年間) 障がいに応じた情報提供が進められている。インターネットが苦手な人へのフォローが必要。情報ツールの拡充について評価をする。視覚障害の方向けのツールについて、一層の拡充の必要性を感じます。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	7. 情報・コミュニケーション
具体的な施策	②コミュニケーション手段の確保
主管課	(1)広報戦略課・福祉課／(2)(3)(4)福祉課
施策の内容(Plan)	
(1)視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていく。また広報誌や選挙公報についても、視覚障がいのある人向けに点字版や音声版の作成を引き続き実施していくとともに、拡大版についても検討していく。	
(2)聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の育成と資質向上を図る。	
(3)障がいに応じたコミュニケーション機器の利用ができるよう、日常生活用具の給付を行う。	
(4)発達障がいや知的障がい、身体障がいにより言葉で伝えられない方などに対し、コミュニケーションボードなどの視覚的支援の普及に努める。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度)	
(1)町ホームページにおいて、情報のバリアフリー化を目的にウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成。広報誌音声版についても引き続き作成し、町ホームページに公開。また、視覚障がいのある人に文書を郵送する際に、寒川町からの郵送物であることを示すため、封筒に点字シールを添付している。	
(2)手話講習会は、4年間の計画に沿って年間2コースを町聴覚障害者協会への委託により実施。また、手話通訳者等との連絡会及び研修会を開催し、資質の向上を図った。手話通訳等の派遣にあっては、新型コロナウィルスの感染予防を講じ、継続的な派遣を実施した。	
(3)情報・通信支援用具等の給付を継続して実施している。	
(4)平成30年度に一之宮小学校広域避難所運営委員会と地域自立支援協議会で協力し作成した、災害時における障がい者等に向けたコミュニケーションボードについても紹介した掲示物を図書館での企画展示において展示了。	

(令和4年度)

(1)町ホームページにおいて、情報のバリアフリー化を目的にウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成。広報誌音声版についても引き続き作成し、町ホームページに公開。
また、視覚障がいのある人に文書を郵送する際に、寒川町からの郵送物であることを示すため、封筒に点字シールを添付している。

(2)手話講習会は、4年間の計画に沿って年間2コースを町聴覚障害者協会への委託により実施しており、受講者一名が手話通訳者の認定を受け、令和4年度から寒川町の手話通訳者として活動している。
手話通訳等の派遣にあっては、新型コロナウィルスの感染予防を講じ、継続的な派遣を実施した。また、手話通訳者等との連絡会及び研修会を開催し、資質の向上を図った。

(3)情報・通信支援用具等の給付を継続して実施している。

(4)平成30年度に一之宮小学校広域避難所運営委員会と地域自立支援協議会で協力し作成した、災害時における障がい者等に向けたコミュニケーションボードについても紹介した掲示物を図書館での企画展示において展示了。また、選挙事務においては、令和5年4月9日の統一地方選挙より投票会場にコミュニケーションボードの配置を開始した。

(令和5年度)

(1)町ホームページにおいて、情報のバリアフリー化を目的にウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成。広報誌音声版についても引き続き作成し、町ホームページに公開。
また、視覚障がいのある人に文書を郵送する際に、寒川町からの郵送物であることを示すため、封筒に点字シールを添付している。

(2)手話講習会は、4年間の計画に沿って年間2コースを町聴覚障害者協会への委託により実施しており、特に令和5年度は県の手話通訳養成コースに向け中級2のコースを新設した。
手話通訳等の派遣にあっては、新型コロナウィルスの感染予防を講じ、継続的な派遣を実施した。また、手話通訳者等との連絡会及び研修会を開催し、資質の向上を図った。

(3)情報・通信支援用具等の給付を継続して実施している。

(4)平成30年度に一之宮小学校広域避難所運営委員会と地域自立支援協議会で協力し作成した、災害時における障がい者等に向けたコミュニケーションボードについても紹介した掲示物を図書館での企画展示において展示了。

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3・4年度の2年間) 本施策に位置付けられた取り組み内容は概ね順調に実施することができているが、広域避難所へのコミュニケーション支援ボードは、まだ未整備となっているため。 また、コミュニケーションツールの多様化や、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、情報保証の在り方について、検討が必要と考えるため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	やや遅れている
	(令和3～5年度の3年間) 本施策に位置付けられた取り組み内容は概ね順調に実施することができているが、広域避難所へのコミュニケーション支援ボードは、まだ未整備となっているため。 また、コミュニケーションツールの多様化や、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、情報保証の在り方について、検討が必要と考えるため。	
令和3・4年度の2年間の外部評価		やや遅れている
(参考:令和3・4年度の2年間) 町役場や病院、公共施設などにタブレットが利用出来るよう、ワイファイが使えるようにしてほしい。町民センター3階で手話講習会を行う際、ワイファイが使えないでタブレットが使えない。コミュニケーションボードの活用について、より周知や働きかけが必要だと思う。広域避難場所の他、公共施設、医療機関、コンビニなど人が集まる場所にコミュニケーションボードの設置が必要。以前ボランティアが届けてくれていた選挙公報の点字版が無くなった。		
令和3～5年度の3年間の外部評価		やや遅れている
(令和3～5年度の3年間) コミュニケーションボードの設置が進んでいない。町内の登録手話通訳者が少ない。情報ツールの拡充について評価する。視覚障害の方向けのツールについて、一層の拡充の必要性を感じます。手話通訳については、成り手が減少している中において現状のままでは限界がある。AIを活用したり、タブレットを活用した通訳など、通訳者がどこでも対応できる環境整備が必要である。町だけで環境整備は難しい部分もある。		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進	
施策分野	7. 情報・コミュニケーション	
具体的な施策	③福祉マップの配布・活用	
主管課	(1)福祉課	
施策の内容(Plan)		
(1) 障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時においては、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や福祉事業所の情報を掲載した福祉マップを窓口等で配布する。		
進捗状況(Do)		
(1) 令和3年度、令和4年度共に、福祉マップについては、福祉課窓口等の公共施設、各事業所等で配布している他、町ホームページや各所に送付している「寒川町障がい福祉ガイドブック」に掲載している。		
(令和5年度)		
(1) 令和3年度～令和5年度共に、福祉マップについては、福祉課窓口等の公共施設、各事業所等で配布している他、町ホームページや各所に送付している「寒川町障がい福祉ガイドブック」に掲載している。		
評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3・4年度の2年間) 福祉マップは、ホームページ等で公開しているが、他の活用方法についての検討が進んでいないため。	
	令和3～5年度の3年間の内部評価	やや遅れている
	(令和3～5年度の3年間) 福祉マップは、毎年更新し、ホームページ等で公開しているが、他の活用方法についての検討が進んでいないため。	
評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の外部評価	やや遅れている
	(参考:令和3・4年度の2年間) 福祉マップはあまり知られていないと思う。さらに周知が必要。広報さむかわで掲載したらどうか。ポスター的に掲示できるところがあればよいと思う。福祉マップは障がい者だけでなく、高齢者など社会的にチャレンジが必要な方にも有効。ホームページで公開しているが、他の活用が実施されていない。また、内容の更新についても対応が必要。	
評価 (C h e c k)	令和3～5年度の3年間の外部評価	やや遅れている
	(令和3～5年度の3年間) 福祉マップは一般にあまり知られていないのが残念。活用方法を検討する必要がある。展示して、広く使ってもらつたらよいのではないか。	

